

権威と「理性」と法（二九）

——イギリス法における——

下山 英二

一 序論（三卷一号）

二 本論

第一章「世俗的」権威と「理性」論

はしがき

第一節 教皇庁の権威と世俗的権力

序—聖俗二権威と世俗的権力

第一款 教皇と世俗的権力

一 教会の法的権力

二 中世後期における教会の現世の「裁治権」の確立（三卷二号、四号一号）

三 イギリスの特殊性（四卷二号、五卷一号、二号）

四 聖俗裁判競合の前提（六卷一号、二号、七卷一号、二号、八卷一号、二号、九卷一号、二号、十卷一号）

五 教会権力の世俗化と若干の法理論的検討課題（十卷一号、二号、十一卷一号、二号、十二卷一号、二号、十三卷一号、

二号、十四卷一号、二号、十五卷一号、二号、十六卷一号、二号、本号及び次号）

第二款 世俗裁判権

第三款 教会世俗裁判権

第四款 聖俗裁判権の競合

第二節 教皇庁の「権威」からの解放と人間社会の自立的「権威」の抬頭

権威と「理性」と法（二九）

第三節 人間の「理性」論と「權威」の問題提起の過程

第四節 聖俗裁判権の競合と補完——イギリス法

第二章 法と「理性」論——宗教改革前

第三章 「自然法理性」と「人為的理性」

三 むすびに代えて

五 教会の世俗化と若干の法理論的検討課題（統）

(二) 世俗権力の正当化と聖職者の係わり方——「權威」と「権力」の癒着の理論的契機（統）

(イ) とくにカノン法学に内包される「自然法と理性」論——トマス理論——（統）

(2) トマスの「自然法と理性」（統）

(C) トマスの人定法論と理性論（統）

(v) 権力者の地位の世襲と財産の相続——相続法と「正義」論

① 問題の所在

先に「(iv) トマスと私法」を取り上げた箇所⁽¹⁾で、「私有財産制の問題」をまず取り上げた。そこでは、封建制の下での「領有」の「私有化」の過程にも触れてきた⁽²⁾。したがって、封建制の下においても、その「私有化」過程の出現とともに、その財産の相続問題が生ずる⁽³⁾。尤も、相続問題は、封建制以前から生じてきていた⁽⁴⁾。

しかし、封建時代における相続問題は、それ以前あるいは近代法における相続問題と異なるところに特徴がある。すなわち、それは封建的私有財産（領有）制を前提とする処分の一形式でありながら⁽⁵⁾、それ以前あるいは近代法のそれとは幾多の点において異なっていた。それは、動産の場合は別として⁽⁶⁾、土地所有が封建制の下では、多く純粹の私的所有の対象ではなく、広義の公的要素を多く含んでいた領有制の下にあったためであることは周知の事柄といえよう⁽⁷⁾。土地

所有は、封建制の下では、封主と封臣、さらに、領主と農民との間の支配関係が絡み、複雑な土地保有関係を形成していた。その一例として、二重所有権として、後世整理されるが如く、そこでは、近代的な単純単一な私的所有権は成立していなかった。⁽⁸⁾しかし他方、下級所有権といわれるもの [ius utendi, dominium utile] も次第に、そしてまた事実上、その専有を恒常化させてきたため、さらに複雑な土地所有関係が形成せざるをえなかった。⁽⁹⁾ところで、この問題は夙に研究者の間でも提起されてきていた。⁽¹⁰⁾

そこで、単なる私的財産の相続の問題とは異なって、一定の地域を支配する場合の地位の承継について、いろいろの複雑な要素が絡んでくる点にここでは着目せざるをえなくなる。

ここでまず、地域を支配する「地位」の問題の前提となる支配者層の土地保有に関する相続問題について、それに絡むところの種々なる公的問題が生じてくる点を取り上げねばならなくなる。⁽¹¹⁾問題点を端的に摘示すれば、土地の領有と支配の問題は必ずしも同次元の問題ではないが、土地所有の私有化傾向との係わりで、支配にかかわる「地位」の承継の問題がどう絡むのか、換言するならば、その「地位」の承継があたかも財産の相続の如く認められてくる傾向をどう受けとめるのか、という問題を取り上げねばならなくなる。⁽¹²⁾とくに、ここでは、支配者の中でも、最高の支配者とされる「王」の承継問題を取り上げおきたい。そこには、西欧の歴史的現実として、すぐれて地位の承継ということが、一定の家系に所属する場合に、その地位が私物化され、「王位」の公的性質と競合するのではないかという疑問が生ずる。そこで、この問題に焦点をあて、しかも、本項では、世俗権力の正当化の問題を検討する中で、トマスの自然法論が、この問題にどのように絡むかを問題にしている点を考慮して、「王」の地位の一定の家系による「承継」という、いわば「支配」上の「地位」の私物化に相当する現象が、トマスの眼からどのように映ったかを見ておきたい。

そこで、封建制下における王位の世襲に関する問題点がいさ少しく具体的にどこに存在するのかという点をここで瞥

見しておきたい。

この問題は、理論的に見れば、中世に関わる特殊問題であるが、先に触れた如く、いろいろの要素を含み、その後の制度的変遷に影響をもつにもかかわらず、理論的には案外看過されてきた問題ではないかと思料している点を摘示しておきたい。ことに、この問題には宗教的イデオロギーが絡み、そこから、中世盛期に制度的イデオロギーを支配した教会をリードしたトマス理論が、この問題へどのようにアプローチしたかを瞥見しておくことの意義が重要であると考えている。

では、王位の世襲性について、一体どこに問題があるのであろうか。尤も、「王」概念は多義的である⁽¹³⁾。しかし、ここでは、現実の歴史的産物としての各地方に存在する「王」の態様そのものを取り上げるのではなくて、アリストテレスやトマスが、他の政治体制と並べて論じた「君主制」の一環としての「王」の立場を前提として、王位の承継の理論的検討を進めることにしたい⁽¹⁴⁾。すなわち、ここでの問題は、アリストテレスとトマスが取り上げた君主制（ないし「王制」）の如き形態をもって、社会が一人の者によって統治されるということと、その地位を一定の家系のものが独占的に承継するということでは、その正当性について、単なる「王位」論とは異なった論拠（「王位の承継論の正当化理論」が必要ではないかということである⁽¹⁵⁾。すなわち、前者の場合にそれが正当化されえたとしても、後者の場合を正当化する論理がそこからは必然的には生まれてこないであろうということが念頭におかれている。換言すれば、後者の場合にとどのような論理づけが理論的になしえたのであろうか、後者の場合、そこには、「王位」の私物化ということが、制度として内包されているのではないだろうか、端的に言えば、「公」的立場の「私物化」という問題が存在しているのではないだろうか。果してその点を克服して正当性を理論化することをなしえたのであろうかという疑問が浮上してくる。

例えば、封建時代に、王が臣下に封を授与する場合を考えてみよう。尤も、この場合にも「封」概念が多義的であったことはすでに触れたが、その点は一応抽象的に把握することにしよう。⁽¹⁶⁾

一例を挙げれば、封建時代の財産概念の把握については、先に触れた如く、後の法学者による「二重所有権」という法的概念が使用されている。⁽¹⁷⁾ではその場合の上級所有権とは如何なるものか？ その存在に関する理論的根拠はどのように構成されていたのであろうか？ それが封主のもつ *dominium* を意味するとすれば、その上級所有概念そのものの内容をどれほど明確に把握し、支配と所有の関連について合理的根拠を摘示してきたのであろうか。⁽¹⁸⁾ 一体その場合、上級所有権と公の権限に属する公租公課の徴収権あるいは上級裁判権とは如何なる関係に立つのであろうか。⁽¹⁹⁾ これらの点について、既に部分的には言及してきたが、「王位」の保持者とその承継という問題に絡んで、ここではもう一度検討してみねばならなくなるであろう。⁽²⁰⁾

もう一つ例を挙げれば、先にこの時代に「人の支配」から「地域の支配」への変化したことを摘示した。⁽²¹⁾ ミッタースリーベリッヒは、それを「中世におけるドイツ帝国国制の最も重要な変化」であると評価した。⁽²²⁾ だが、そこには、地域支配というに伴う部族の支配地域を越えて多様な人々がそこに包摂されることになるという問題が生じ、部族的同種の人民を代表する「王」ではなく、そこには被征服地あるいは被併合地の人民にとって、強いられた「支配者」としての「王」の姿が現れてくることになりかねない。また、別の側面では、かかる支配地域の拡大による現象は、共同体指導者から地域的「支配」者への転換という質的变化をもたらしている。そこでは、新たに包摂された人民との関係で、征服者としての王の「支配」をどのように正当化しうるのだろうかという問題が提起されており、この問題は、理論的には、今日でも決して看過されえない問題になっているものといえよう。⁽²³⁾

それを正当化するためのイデオロギーとしては、力の支配ということだけでは地域集団に対する支配の永続性を論理

づけることはできず、地域の秩序的支配の維持のためのなんらかの合理的な制度的イデオロギーを必要とするし、その地域支配を維持するための物的条件確保のための新たなイデオロギーを必要とするという問題が生ずるものといえよう。⁽²⁴⁾

しかし、本項においては、これらの問題の存在を意識しつつ、かかる広域支配者の内でも最高の地位を保持する「王」が、何故、私的財物の相続の如く、その地位を世襲しうるのかという点だけに絞って瞥見しておきたい。それは、先にも述べた如く、王の「地位」といういわば公的意義をもつものが、恰も、私的 *dominium* を相続するのと同じように承継することは、いわば「王位」の私物化という問題をそこで媒介にして行われているのではないか、という疑念が払拭しきれないからである。そして、そこでは、そもそも「王位」の存在意義とその「世襲」ということがらは論理的には調和しえないものではないかという疑念が先行的には存在するからである。⁽²⁵⁾ そこで、ここでは、「王位」の世襲という現象は、一体どのような理論的根拠をもって生まれたのか、という問題を、トマスの正義論との絡みでテーマとしてみたい。とくに、本項に関わるトマスの場合には、君主の地位は神の意志の執行者と観念され、君主の地位に特別の意味が付与されていたことが想起されねばならぬであろう。⁽²⁶⁾ 王概念に含まれる「私」と「公」の要素をどう分離し理論化するか、ということは、中世理論家の大きな課題であったし、ローマ・カノン法学の影響を見る上で、極めて重要な点の一つであったといえよう。⁽²⁷⁾

なおこの問題を瞥見するにあたり、当時の歴史社会では、この問題を現実の制度的イデオロギーとして直截に取り扱えるほど、社会が平和的な秩序を保ちえておらず、絶えず、戦争、征服、私闘、僭称による支配の形態が介入していたことは、問題考察の背景として留意しておかねばならぬであろう。⁽²⁸⁾ そこに、現実には紆余曲折した「王位」の承継問題が「力」を媒介にして展開せざるをえなかったということ留意しておかねばならなくなる。しかし、それにもかかわらず、この問題は、つぎの時代の「君主論」と「私的財産権論」を考察する端緒的要素を含むことになる点が重要で

ある。

(1) 拙稿、前掲一五卷二号一五七頁以下。

(2) 拙稿、前掲一五卷二号一六一頁以下、一六卷一号二四四頁以下。

ただ、領有権は封建制の要素であるが、同一範疇のものではない。領有制は封建制以前から存在し、また、封建制衰退後も存続する。マルク・ブロック、前掲「封建社会1」二一四頁以下〔3〕下層の諸階級における従属の紐帯〕「第一章 領主制」参照。とくに、二四八頁「第三章 領主制の新しい諸形態に向って」〔二 人間関係の変容〕参照。

領土の相続について、すでにシャルルマーニュ時代にフランク的慣習により、ローマ帝国以来の普遍的概念が終止符を打ったことを、本稿でも触れてきている。拙稿、前掲一卷二号九頁参照。

なお本項の課題に関しては、マルク・ブロック、前掲「封建社会1」一七一頁以下「第四章 いかにして封土は家士の家産となつたか」が貴重な示唆を与えてきた。

(3) ところで、封建制下の土地所有に関して、ここで問題になることについては、既にいろいろの形で拙稿においても触れてきた。

だが、領有制における相続問題は、封として授与されたものに過ぎぬのか、あるいは、自己の支配下にあるものは一定の固有性をもつものとして当然に継承しうるのか、という問題が前提として生じてくる。それが、自由地であるならば問題は相続権者内で誰が相続するかという問題に過ぎないが、封として授封された場合には封主との関係が生ずるのであろう。

ところで、封関係はいわば統治関係を軸にするものであるが、その相続関係が問題化するのは、その領主権の私物化現象を媒介してではないだろうか。そしてその点に関してとくに不入権が問題になるが、拙稿で、既に取り上げた場合は、その点に關し大きな役割を演じたところの教会領についてであった。拙稿、拙稿七卷一号一五二頁以下、一五六頁注(2)、一六四頁以下注(3)、一六五頁以下注(5)、一七六頁、二二三頁、一四卷二号三七頁注(21)参照。なお、イギリスの諸侯領に關する「地域慣行」としての「不入権」については、七卷二号一八〇頁注(6)参照。また、この問題は、教会自体の聖職専有という形でも触れてきた点に關係する。拙稿、前掲四卷二号一一頁、六卷二号五六頁以下、六五頁注(12)、七六頁以下、八五頁注(10)参照。

なお、封の家産性、世襲性については、後にまた言及するが、ここでは、取りあえず、この問題に關し、マルタン、前掲「フランス法制史概説」、三九三頁以下「二九五項 封に対する家士の権利。封の家産性、世襲性」、三九六頁以下「一九六項 封の家産性、可讓性」で摘示している点を参照。

まず、「家士」について、「家士は、彼の封の完全な所有者ではない。彼はそれを一定の条件、即ち、忠誠誓約、臣従礼、奉仕なる

権威と「理性」と法(二九)

条件のもとに、それを保有するに過ぎない。」それゆえ、「封は、完全には、彼の家産（カトリモワヌ）の中に組み込まれてしまうものではない。」「財産というものは、それを享有している人からその相続人衆にそれが移転し、また、前者が生前にその自由処分を為しえてこそ初めて、全き家産なのである。」「封の家産性は、諸段階を経て、初めて実現されることになる。世襲性は、先ずその第一のものである。」（傍点筆者）三九三頁。この点、マルタンは本項、前出注（2）で言及したマルク・ブロックに依拠している。マルク・ブロック、前掲「封建社会Ⅰ」一七一頁以下参照。

（4）トマスも世俗の相続を一定範囲で認めている。トマス、前掲「神学大全」第一三分冊第一〇五問題「司法的規定の理由について」

「第三項 司法的規定は人々の共同生活に関して適切に定められていたか」参照。

「そして、律法においてはこの三つのことが規定されていた。」三八八頁。その「第三の対応策は、こうした混乱を除去するために、所有者が死んだら近親者が相続すべしというものであった。その順位は『民数記』第七章（第八節）によれば、第一は息子、第二は娘、第三は兄弟、第四は父方の兄弟、第五はだれか一番近い血縁の者であった。」三八八頁。「さらに、『民数記』第三十六章（第六節）にあるごとく、持ち分の区分を保持するために、律法は、相続人たる女が自分の民族の人々の間でとつぐべきことを規定していた。」三八八頁。

なお、律法と相続については、拙稿、前掲一六卷一号二五七頁注（4）参照。

因みに、ローマでは、家長長制が敷かれていたが、遺言の制度が存在するため、財産が家に属するということが、遺言による相続人の個別指定との係わりで、紛争が生じていたという。スタイン、前掲「ローマ法とヨーロッパ」二三—四頁参照。それゆえ、紀元前一〇〇年頃の法律家の論文では、相続に関する部分が相当範囲を占めていた。それは、家長長制のもとでは、遺言による相続人の指定がなされると同時に他のものに対する遺産分与がなされるなどが行われるが、財産が家に属する以上、その指定を巡り紛争がたえなかった、ということによるといわれている。二三—四頁。

しかし、封建制成立の時期までに西欧社会ではすでに支配層の相続が既定の現象として看取されうる。だが相続の対象がどの範囲の血縁あるいは親戚関係にまで及ぶかというところにこの時期の問題があった。マルク・ブロック、前掲「封建社会Ⅰ」一一四頁以下「1 血の紐帯」第一章「系族の連帯性」参照。一三〇頁以下「3 血の紐帯と封建制」参照。

（5）封財産の処分の自由の問題は、まず「遺言の自由」との関連が問題にならう。尤も、遺言の自由というけれども、慣習の域を出でず、制度的に確立したものは受け取られえないことを留意しておきたい。しかも、本稿では、世俗裁判所と教会裁判所の管轄の競合の生ずることのあること、イギリスが特殊な地位を保つことに触れてきていることに留意されたい。拙稿、前掲五卷二号二三八頁以下参照。イギリスでは、土地の慣習については、司教の干渉を許さぬとされていたところに特殊性があったという。二三八頁。因みに、遺言に関する教会裁判所の管轄の確立は、一三世紀であったという。二三九頁。また、ローマ法の影響の強い大陸地方との遺

言に関する慣行の違いについては、同前二四一頁注(1)、(2)参照。なお、土地の問題は原則として世俗裁判所の固有の管轄であるが、場合によっては、教会裁判所との競合問題が生ずることも言及してきた。拙稿、前掲六卷一号四一頁以下参照。ところで、遺言の絡む問題として、「私生児」に関する「我々はイギリス法の変更を好まない」¹¹ マーティン会議の決定のあったことについて、教会裁判所の管轄が絡んでくることについては既に摘示している。拙稿、前掲五卷一号四七頁、六卷一号七四頁以下参照。

なお財産処分については、封建制度の下では、封の再授封の禁止ないし回避等の原則もあるが、事実問題として、封主の権限が次第に形骸化していったことが重要である。マルク・ブロック、前掲「封建社会1」一八七頁以下参照。世代交代の際の新たな授封を拒否しうる機能はほとんど喪失される傾向にあった。一八八頁。「少なくとも一二世紀以来、『封(土)』はほとんど自由に売られたり、譲られたりした」のである。一八九頁。

(6) ところで、領地の相続の場合について、不動産と動産とどのように異なるのかが問題にならざるをえない。

本項で除外した動産の場合について言及すれば、前述の如く、動産の場合には遺言の自由が絡む。拙稿、前掲六卷一号七五頁以下「遺言に絡む問題」、八三頁注(8)参照。なお、不動産の場合にも、個人取得不動産の場合は動産と同じ扱いになる。なお、無遺言の場合の動産の配分については、五卷二号二三八頁参照。

(7) これまでも、しばしば domain, dominium 概念が、いわゆる公私の要素を内包していたことには触れてきた。とくに課題としては、拙稿、前掲七卷二号二一八頁、一四卷二号四二頁以下注(22)、一五卷二号一五八頁以下参照。

(8) エールリッヒ、前掲「法社会学の基礎理論」二六頁参照。「土地所有が成立すると同時に、そのための法ができたのだが、そこでも一般的に妥当する法規則は存在しなかったのである。」「個々の集落はそれぞれ独自の土地法を決め、それぞれの荘園領主は自由に彼らの隷農に対して土地法を定め、国王の世襲借地認可状 Leihbrief も常に他のそれとは全く無関係に封土の法的条件を定めたのである。」「したがって、個々の市町村、集落、領地における具体的な法的諸関係は存在するが、ローマ法大全や近代の諸々の法典の中に見出される類の土地所有の法は存在しなかったのである。」「二六頁。

なお本文で触れた単純封土権については、イギリス法では馴染み深い。拙稿、前掲八卷二号一四〇頁注(26)でも触れている。cf. Pollock & Maitland, *HEL*, op. cit., vol. 2, p. 19. Holdsworth, *HEL*, op. cit., vol. 2, pp. 349-50, 352, vol. 3, pp. 105-20. ナーバー、前掲「法社会学」二二八-九頁参照。

「二重所有権」に関する拙稿での言及はこれまで各所でなされてきた。前掲、四卷二号一二五頁、七卷一号一九八頁以下注(15)、一〇卷二号一四頁注(25)。

(9) *ius utendi* については、とくに拙稿、前掲一六卷一号二四四頁以下参照。

(10) 例えば、世良晃志郎、前掲「封建制成立史序説」六頁以下参照。

「封相統権の考察に当たっても、これを靜止的に、単に体系的理論的に概念構成することを主眼とせず、それを各国封建法との関連において機能的に把握することに主眼が置かれる。従つて封相統権に関連する法律問題の網羅的考察は、必ずしも著者の意図するところではない。更にまた、封建法を各国における社会全体の後統的契機と捉へようとすることによって、封建法の有する公法的側面が重視せられることになり、相統法というようない見私法的分野に属する問題ではあるが、問題は常に公法的・政治的機能との関連において眺められることになる。」「このような見地から、君権と臣権との対立抗争という、そもそも封建法に本来的に内在し、封建法発展の槓杆をなすモメントが、全体を通じて強調せられ、また封の相統性と王位の繼承法との間に存する関連が、特に注目されることになる。」六―七頁。

但し、領有と封建制は必ずしも連動していないことについては留意せねばならぬが、その点、マルク・ブロック、前掲「封建社会」二四八頁参照。

「領主権そのものは封建制と呼ばれる諸制度の列に加えられる資格をなんらもっていない。」二四八頁。「それはもっと強大な一家、もっと稀でもっと不安定な保護制の諸関係、はるかにもっと大規模な貨幣流通とかつて共存し、今後もお共存することになる。」二四八頁。「しかし、九世紀前後から現われた新しい生活条件の下で、この古い社会組織は、固有の内の骨組を著しく強化しつつ、住民のはるかにずっと多数の部分に支配力を及ぼしたに違いないだけではなかった。」二四八頁。「またそれは、『系族』と同様に、周囲の作用を深く蒙った。家士制が発達し存在した時代における領主制は、何よりもまず、首長によって保護され、命令され、搾取され、またその多くは、土地の保有あるいは住居とは無関係に一種の世襲的職務によってその首長に結びつけられていた、從属者の集合体であった。」二四八頁。「封建制の真に特徴的な諸関係が効力を失った時にも、領主権は存続した。」「しかしその性格は変り、もっと土地的になり、もっと純粹に経済的になった。」「人間関係における特殊的な色調によって特徴づけられる社会組織の一つの典型は、いくつかの新しい創造物によってのみこのように現われるのではなく、プリズムを通る時のように、過去から繼承したものに自らの色を与え、それを続く諸時期に引き渡すのである。」二四八頁。

(11) 地位の承継問題は、単なる財産の相続と異なつて、権力の私物化を意味することになりかねぬし、そのことは、君主の場合に限らず、広く領主の地位にも絡む問題でもあるからである。

世良晃志郎、前掲「封建制成立史序説」七三頁以下。

世良晃志郎は「第二章 中世」「第一節 封相統権の発展」「五 長子単独相統制の発展」の項で次ぎの如き指摘をしている。その要点を摘示すれば、まず、「ゲルマン相統制の基本的原則」に触れる。すなわち、「同順位の相続人が二人以上」のときは、「平等」であり、相続財産は彼らの間では「總手的」である。七三頁。しかし、それは、「分割の自由」を排斥するものではない。七三頁。その例はフランク帝国に見られる。

次に、「封」の相続については、軍事的目的から、封の細分化は好ましくなく、授封者の立場から、分割は許容しない慣行が生まれてくる。七三—四頁。また、授封者の義務は、相続財産が二人以上の相続人に属する場合にも、その内の一人の授封者のみに相続を承認すればよかった。七四頁。「しかるに封関係の物権化、封相続権の確立という過程を巡って、封相続についても亦、広く私法原理の適用を見るに至り、封も亦漸次共同相続人の間に分割せらるべきものと考えられるに至った。」七四頁。そこで、かえって、一一世紀以来、「封の分割相続を許さない旨の特約が、授封契約中に挿入せられる例」が見出されるようになった。七四頁。

ここに、「封の単独相続制は、右の私法的相続原理と、封の分割を阻止しようとする主君の側の利益との、二つの原理の相剋の間に漸次発展して行ったものである」という。七四頁。

そこで、世良晃志郎は、「王位継承をも含めて封の相続がどの程度まで一般の私法的原理と異なる特別の相続原理に服したかという、事実の確定に問題を限定」して考察を進めることになった。七五頁。なお、この点について、マルク・ブロック、前掲「封建社会1」一七一頁以下「一 世襲の問題《名譽封》と単なる封土」、一八〇頁以下「四 相続権を通じて見た「封(土)」の変質」参照。封そのものの世襲化については本項では省略するが、マルタン、前掲「フランス法制史概説」、三九三頁以下「一九五項 封に対する家士の権利。封の家産性、世襲性」、三九六頁以下「一九六項 封の家産性、可譲性」。柴田三千雄ほか編、前掲「フランス史1」二七六頁以下参照。

(12) すでに言及してきた如く、支配的地位の承継問題は、私的な財産の相続の問題とは次元を異にする。

マルク・ブロック、前掲「封建社会2」一五五頁。「領主制は封建社会の本質的要素となつてはいたけれども、領主制自体は封建制よりも古く、またそれよりもはるかに長い間維持された。」「健全な専門用語のためには、これらの二つの概念ははっきりと区別されていることが大切である。」一五五頁。因みに、*succession* と *inheritance* の概念の用法については、拙稿でも、六巻一号七四頁以下、七七頁以下注(3)で触れている。しかし、この問題は、歴史的性格をもつものなので、地域地域によって異なり、慣習が強く働く。イギリスの封建時代の相続問題に限っては、領主権の相続問題が主要な問題であったことには既に触れた。五巻一号四六頁以下参照。そしてそこでは、聖俗、公私関係のいろいろの問題が絡んでいたことを摘示してきた。六巻一号四一頁参照。なお、すでに摘示した如く、ホールズワースはイギリスについて、統治と所有の関係の混淆が生じたといっていた。拙稿、前掲一六巻一号二五〇頁以下参照。さらにフランスにおける、一一—一三世紀の領主制における所領的機能と高権的諸特権の混淆についてのマルタンの指摘については、拙稿、前掲一四巻二号三六頁以下参照。なお本稿におけるそもその問題提起については、拙稿、前掲六巻一号四〇頁参照。

ところで、地位の承継化は職務の承継化からの変質を意味する面を有することも留意しておきたい。但し、職務の世襲化の傾向はかなり早く、既にメロヴィンガ朝末期にあらわれてきている。拙稿、前掲七巻一号一六七頁注(8)。

- (13) バンヴェニスト、前掲「インドヨーロッパ諸制度語彙集—王権・法・宗教」、三頁以下「第一巻 王位と特権」参照。西欧の中世、ことに封建時代の「王」の態様についても複雑である。例えば、イギリス王が関わったマグナ・カルタの「王」の肩書を見てもよい。ここでは、ジョンは *rex Anglie, dominus Hibernie, dux Normannie et Aguitannie, et comes Andegavie* 「イングランド王、アイルランド領主、ノルマンディとアキテーヌの公にしてアンジュー伯」となっている。一体、この場合における王と領主と公と伯とはいかなる関係に立つのか、当然に問題になる。フランスにおける公・伯の地位は、形式的には当時のフランス王と主従関係におかれている。そうすると、イギリス王からすれば、イギリス王であるジョンはどのように扱われるべきなのか、フランスの版図内にあるジョンの地位のみから見れば、そこには主従関係があり、イギリス王としてみれば、対等のジョンが存在するという奇妙な関係が生ずるであろう。その場合の「王」とはいかなるものとして扱われているのかという問題が生ずる。
- (14) トマス、前掲「君主の統治について」一一頁以下「第一章 生活を共にする人びとは誰か王によって慎重に統治されるのが必要であること」、一九頁以下「第二章 生活を共にする人びとにとっては、一人の人間によって統治されるほうが、複数の人間によって統治されるよりも、いっそう有益であること」参照。また、アリストテレス、前掲「政治学」1279b「岩波文庫」一三八頁以下参照。
- (15) この問題、後述の「③」「王」の地位の特殊性」の課題にするが、ここでは、その問題の一環として提起された、ウェーバー、前掲「支配の社会学Ⅱ」四六〇頁以下「七 カリスマ的構造と共同社会生活の永続的組織」、とくに四六五頁以下「八 カリスマの『没主観化』、家カリスマと民族カリスマ、『民族国家』、長子相続制」が示唆深い。
- (16) 「封」についてはすでに言及してきた。しかし、そもそも世俗権力の地位の承継とは地位の私物化ではないだろうか。dominium 概念が「支配」の意味をもつことには、これまで言及してきた如く、ある程度その意義をもつことを知った。しかし、dominium 概念を「所有」概念として把握するとき、その根拠が改めて問われねばならぬ。その点、既に「支配と所有」の問題として触れてきたこともある（拙稿、前掲一四卷二号五三頁以下）⑦ 使用する権能 *potestas utendi*—支配権との関係」の箇所参照。だが、その理論的根拠については不十分であったといえる。「支配と所有」の問題は、その後、グロティウスにおいても、一つのテーマになっているが、その場合の支配は *imperium*、所有は *dominium* と把握されている。ただ、法理論、国家論と国際法的理論との架け橋は、なお今日の課題であるとされている。大沼保昭編、『戦争と平和の法—フーコー・グロティウスにおける戦争・平和・正義』、東信堂、一九八七年、四頁以下「序（大沼保昭執筆）」「国際法（思想）への方法的反省」参照。（*dominium* と *imperium* の用法については、cf. Hobbes, *On the Citizen*, ed by and transl. by R. Tuck & M. Silverthorne, pp. xvii et seq.）
- 因みに、拙稿における「封」概念への言及の中でも主たるものを摘示するならば、拙稿、前掲六卷二号五六頁以下「② ベネフィキウムと封」。
- (17) マルタン、前掲「フランス法制史概説」九六三頁以下「四八一項 封。二重所有権理論」、九六四頁以下「四八二項 封は最早、

臣従礼を要件とする裝飾的な一所有権に過ぎない」参照。

シュロッサー、前掲「近世私法史要論」五三頁以下〔e〕所有権学説。二重所有権説は、中世イタリアの法理論であったという。「私法の領域における学識法学説の影響は、明らかに最も実り豊かなものであった。ここでは特に、まったく新たに発展した所有権概念が、中世社会の典型的な荘園的・封建的な経済構造と社会構造に対して適切に対応した。中世イタリア法理論本来の貢献は、二つの分割された所有権 (zweigeteilter Eigentum) の形成にあった。」五三頁。

「新たな所有権理論の基礎は、物に対する基本的な無制限の、際限なく個人主義的な支配権としてのローマ法上の所有権 (ドミニウム *dominium*) であった。」この権利の保持者は、つねに完全に自由な処分権と使用収益権をもっていた。「この硬直した所有権概念に対して最初に風穴を開けたのは、バルトルス・デ・サッソフェラート (Bartolus de Sassoferrato, 1314~1357) であった。」ローマ法の如く、「所有権は法律によって妨げられることがなければ、有体物についての完全なる処分権である (*dominium est ius de re corporali perfecte disponendi, nisi lege prohibetur, Nr. 4 zu Dig. 41. 2. 17*) という定式において、かれは、所有権を確かに完全な物上支配権であるが、もはやまったく無制限なものではないと把握した。」(傍点は原文では下線) 五三頁。「この抽象的なローマの所有権概念は、実務的に物事を考える中世法にとっては甚だ無縁なものであった。」五三―四頁。「その概念は、むかしまったく異質な法と経済の世界のためにつくられたものである。」五四頁。中世においては、「所有権の内容的側面に実際上非常によく対応するのは、荘園制とか封建制下の法的団体における(詳しくみれば非常に多様な) 使用収益の可能性であって、無制限の物上支配という理論的に薄められた抽象的な本質特徴のほうではない。」五四頁。

そして、「ついに学説は、封主と封臣の法的地位を把握するために、したがってまた封建制を法的に説明し尽すために、封建法(レーン)のなかで分割所有権 (*geteiltes Eigentum*) という法形態を發展させた。」(傍点は原文では下線)。「荘園領主とか封主が処分権、いわゆる上級所有権 (*Obererigentum* 本来所有権 [*dominium directum*]) [拙注、直接所有権という訳もある]) をもっていた。」(傍点は原文では下線)。「それに反して、永小作人、地上権者、世襲借地権者ないしフョイダール (*Feudatar* [受封者]) に使用収益権があった。かれらにはただ、下位の、いわゆる下級所有権 (*Untererigentum* 準所有権 [*dominium utile*]) に基づいて、上級所有権者の利益により制限された使用収益権が属していた。」五四頁。(拙注、*dominium utile* については、拙稿、前掲一六卷一四二四頁以下「2. 物財の *dominium* の境界―共用と固有―*dominium utile* の概念」参照。ここでは、人間が財物に対して *dominium* をもつのは、*dominium utile* であるというトマス等の見解を摘示していることに留意されたい。)

「この二つの所有権形態のためには、所有権に基づく返還請求訴訟 (*rei vindicatio, Eigentumsausgabeklage*) と所有権に基づく妨害排除訴訟 (*actio negatoria, Eigentumsfreiheitsklage*) という権利保護が設けられたのである。」(傍点は原文では下線) 五四頁。この注解学者の見解は、まもなくフランスの封建的所有権の説明の基礎を提供することになった。マルタン、前掲「フランス法制

史概説」九六三頁以下「四八一項 封。二重所有権理論」参照。そしてまたドイツにも継受された。シュロッサー、前掲「近世私法史要論」五四頁「拙稿、前掲一六卷一號二六三—四頁」参照。ギールケ、前掲「ドイツ私法概論」一四一頁以下「四七節 分割所有権」参照。cf. J. Walter Jones, *Historical Introduction to the Theory of Law*, 1940, pp. 14, 44.

二重所有権または分割所有権、あるいは、上級所有権または直接所有権、あるいは、下級所有権または間接所有権については、拙稿、前掲七卷一號一八二頁以下「(b) 封建的負担消却と土地保有」、一六卷一號二六三—四頁参照。

(18) ドイツの場合、ギールケ、前掲「ドイツ私法概論」一三七頁以下「四六節 ドイツの土地所有権の歴史と本質」、とくに一三八頁以下参照。しかし、本項の課題に照らして見れば、私的所有権の法的救済方法たる「返還請求訴訟」「妨害排除訴訟」等をもつ私的所有権と、公的権限に属する徴税等の公的権力との関係がとくに問題になるであろう。

(19) この点の一部関係する問題点の指摘はすでにしてきた。拙稿、前掲七卷一號一八二頁以下「(b) 封建的負担消却と土地保有」、一八四頁以下「(c) 定額賃租と領主裁判権」、一五卷一號一六〇頁以下「2. 私有財産制と課税権の問題—公私の問題」。ただ、この問題は地域地域によって異なる。

ギールケ、同前一三八頁。「ドイツ土地所有権は私的物支配と公的物支配（土地財産と土地支配）をともに含む。」「ドイツ土地所有権は、公的権利義務を徐々に多く受け入れていった。」「こうした公的権利義務は『家産的 patrimonial』となり、また同時に土地所有権の純粋な私権への発展を妨げた。」「近代において公法上の土地支配は領域高権として所有権から切り離された。」「所有権は私権となった。」「しかし自分の間数多くの公法上の権限は、家産権として土地所有権に結び付けられていた。」「最近ようやく、それは個々の残存にいたるまで取り除かれた。」「一三八頁。「他方、土地所有権は動産所有権よりも高い程度において公法上制限されていた。かつての理論はその上、国家に土地についての『優越的所有権 dominium eminentis』を帰せしめた。」「一三八頁。（マルタン、前掲「フランス法制史概説」四八一項では、dominium eminent に「上級所有権」の訳が付されている。）

なお、土地所有に結びついた公法的権利義務と本来の所有権が分離独立して、私権として確立して行くことについては、マルタン、前掲「フランス法制史概説」九六三頁「四八一項 封。二重所有権理論」参照。この「用語の明確さは全く外観だけのものである。それは、当事者の各々に認められる諸特権の感じられない程ではあるが継続的な変化を妨げるものでは決してなかった。準用所有権は、本来所有権を少しずつ嚙り取ることを止めなかった。一五世紀には、本来所有権が完全所有権に最も類似していると、依然認められている。しかし、一八世紀には、それよりも寧ろ準用所有権がそれに近接していると考えられている。」「九六三頁。

それは、封の処分性が慣習的に許容される傾向に伴い、封概念に変化が生じたことによるものであることはいうまでもない。拙稿、前掲六卷二號六三頁以下、七卷一號一八二頁以下「(b) 封建的負担消却と土地保有」参照。

(20) その点について、トマスの「正義」論から如何に捉えうるかが本項の課題である。しかし、そのために、この問題を典型的に顕在

化させている「王位」の「世襲化」という問題を焦点に据えて、この問題を瞥見しておきたい。それは、「王位」の世襲化ということとは、その地位の私物化現象を意味するが故である。例えば、王が封を授与するということは、一定の地位を授与するに止まらず、その「封」が「財産的価値」をもつとするならば、封主たる「王」がそもそも「封」を財産的なものとして把握している側面があり、それならば、「王」が何故「封」を「財産」として取り扱えるのかという問題があるだろう。

マルタン、前掲「フランス法制史概説」、三九六頁以下「一九六項 封の家産性。可譲性」、四五七頁以下「二三四項 伝統的概念。至高封主たる王」参照。

「王が全王国に対し一包括的本来所有権（即ち、包括的上級所有権）を有するとの理念は、右と同じ源泉を持つ。」「それは、二重所有権理論の勝利と共に出現した。」「法律家の中には、自有地の存在自体に抗してそれを乱用する試みをしたものも有る。」「しかし、現実には、後述のように、その理念は王の主権性を収税の観点からは拡大するに役立ったとはいえず、王の臣民の所有権を真実には決して脅かすものではなかった。」「論理的ではあるが一段と微妙な最終の一帰結は、至高封主たる王という觀念から引き出された。即ち、王は諸土地領主領の最高の領主であるのみならず、王に属する裁判権の最高の領主でもある。家士は彼の裁判権を王から封として保有しているものと見做される。従って、王は、彼の王国の全裁判権に対し上位管轄権または優位権を持ち、この権は、甚だ単純にも、上訴によって活動せしめられる、という訳である。」四五八頁。「この帰結は、カロリング家にまで遡る王の裁判権の伝統的な諸権能を支えにして出現するものであって、これらの諸権能を争う余地のないものたらしめる。」四五八頁。

「他方、中世にはジェスチスという概念が甚だ広く解されていたため、大領主領はこのようにして、諸領主の地位は位階制の底辺たる第一段階では脅かされることのないままに、理論的には王の最高権威に従属するところにと到達する。」四五八―九頁。「かくて、王は唯、事実上の諸困難に遭遇する危険を冒すだけであって、これらの困難を王は、政治的な諸手段で解決することに成るのである。」四五九頁。

なお、バルトルスと国家財政の係わり合いの観点から摘示したものとしては以下の如きものがある。Bonney, op. cit., [Economic System and State Finance] pp. 34, 35.

「中世のローマ市民法Ⅱカノン法学者の解釈を通じて、課税権の独占を享受する世俗国家のモデルは獲得された。」「このことは monarchus orbis [君主圏]としての皇帝へ第一次に通用されたが、さらにまた西欧の王―事実上皇帝から独立していると考えられ、また、彼らの王国における皇帝の権威と同等のそれをもつと主張している―へ適用された。」[Bartolus de Saxoferrato (1314―57)] が明らかにした如く、委任と特権と認可によってのみ租税を課することが従位的権限には理論的に許容された。「しかしながら、大陸西欧における中世現実には、より下位の課税が、特別の領主的（あるいは封建的）人的関係と保護の法的基礎に基づいて創設されていた。臣下は、領主の必要性の見地からエイド aid（援助金）と助言 counsel を提供せねばならなかった。」三四頁。

「国王は、主権者と彼のドメインの領主として特別の封建的かつ領主的関係のシステムに参加した。彼は、有力者の同意がなければ普遍的な課税権を王国と共通の福祉の利益のために課する一般的な至高性をもっていなかった。」「彼はかくして彼ら自身の権利で租税を課する従位的領主にかかる権限を委任する地位にはなかった。」三四頁。

「皇帝にとっては、彼は、一般的な租税を樹立していなかった—そして、それは帝国の領邦の同意をえてのみ可能であった—や」と一四二七、一四七一—四年と一四九五年になってはじめて可能になった。」三四—三五頁。「いかなる場合にも、事実上の自治都市の課税は市民の忠誠の誓約に基礎づけられていた。その誓約は、市民が連帯してコミュニティと都市の負担を遂行することを余儀なくさせるものであった。」「(エイドとカウンセルとは別に) 皇帝と西欧君主によって保持された最も強力にして最も初期の法的権限は関税 customs duties を課すの王権 regalian right であった。」三五頁。

因みに、王の場合に、直轄地からの公租公課の徴収権を除けば、封地に関しては、直接の課税権は、customs duties 以外にないことになり、そのために、後述の如く、王の地位はそれを支える封臣たる大領地保有者たる貴族との封建契約にもとづく協賛が必要になってくることを留意せねばならぬであろう。この点について、イギリスのパラメントの発展の契機になることは著名な事柄であるといえよう。城戸毅、『中世イギリス財政史研究』、東大出版会、一九九四年、二四頁以下「三 全国課税の成立と担税者の課税同意権」参照。

(21) 拙稿、前掲一五卷一号一七〇頁注(23)、一六卷一号二五〇頁以下参照。

(22) ミッタイスリーベリッヒ、前掲「ドイツ法制史概説」二〇二頁。なお、その「法律」論として、三二五頁以下参照。さらに、一つの転換点を示す指標として、フリードリッヒ一世(一一五二—一一九〇)のオーストリア太公領の創設に関する政策を挙げている箇所を参照。前掲二〇〇頁以下。

(23) ここに、ロックの「征服」論が論ぜられなければならない所以があるといえよう。John Locke, *Two Treatises of Government*, *The Second Treatise of Civil Government—A Essay Concerning the True Original, Extent, and End of Civil Government*, Chapter XVI *The Conquest*. 愛敬浩二、前掲「近代立憲主義思想の原像」一四四頁。なお、この問題は、グロティウスに始まる近世自然法論の展開と絡む故、その点までは検証しかねたと断らざるをえない。大沼保昭編、前掲「戦争と平和の法」、二〇六、二二二、二一六、二三八、四六五頁参照。また、征服国家については、同前三二三、三四五頁、征服者については、四六五、五九一、五九三頁参照。

イギリスの特殊性として、ノルマン征服後は、「異民族征服王権」が支配した点が指摘される。富沢靈岸、前掲「イギリス中世国制史の研究」一八八頁以下「一 イングランドの国家的発展」、とくに一九〇頁以下。cf, Brain Golding, *Conquest and Colonisation: The Normans in Britain, 1066—1100*, 1994.

(24) イェリネク、前掲「一般国家学」、三二三頁以下「領土」、四六一頁以下「代表と代表機関」参照。中世の広域国家成立・維持のための諸要素について参照されうる。

(25) 拙稿、前掲一四巻二号三九頁以下「王のポテスタス」参照。

因みにこの問題は、後の世襲的絶対王制の制度的イデオロギーの解明への手掛かりを提供するものと思料している。柴田三千雄ほか編、前掲「フランス史」二五頁「フランス 地域の集合」参照。

(26) 拙稿、同前。

(27) カントーロヴィチの『王の二つの身体』という研究書は、まさにこのテーマにかかわるものとして参照した。前掲「王の二つの身体」参照。

(28) この点、未だ力の支配の横行していた時代であることも忘却できない。山内進、前掲「掠奪の法観念史」二八頁以下「三 習俗としての掠奪と中・近世ヨーロッパの「法観念」」参照。したがって、イギリスのノルマン王朝の樹立が、「ノルマン・コンクエスト」に始まることは周知の事実である。だが、以後の王位継承権争いを見ても、王位継承権というものがどのように確立していたかが問われざるをえない。

また、各地域の王を取り巻く環境も、多様であり、その相互間の関係も、歴史的には複雑であったため、それが、王位の地位づけ、その継承に影響を与えていたことも事実である。しかし、その点は、本項の主要な考察点でないことを断っておかねばならない。

② 君主制の世襲性の前提としての貴族の地位の私有化の問題

1. 王位と係わりをもつ大貴族の存在

そこですまず、王位継承における貴族層の役割の重要性について一言触れることからはじめたい。それは、この時代の「王」の問題は、貴族の存在を無視して語ることはできないためである。

まず、一三世紀、あるいは、トマス時代の「王位」の継承権については、安定性を見出すまでには至っていないかっ(1)たといえる。ドイツ、フランス、イギリスのいずれをとって見ても、ことごとくその「王位」の継承権は異なっ(2)たし、それぞれの国においても、一定の承継の方式が確立していたとはいえない状況に(3)あった。

そこで、この問題を追及した渡辺節夫の見解を念頭におきながら、この問題を瞥見してみると、まず、西欧の「王」

の権威について三つの要素を考慮せねばならぬとされる。それは、①ゲルマン的血統権、②キリスト教的適格性、③ローマ皇帝権に由来する伝統的権威」であるという。⁽⁴⁾確かに、この三つの要素は西欧の「王」の地位を眺める場合に無視しえないものと私も思っているが、地域地域により、またその時代時代により、その要素の係わり合う仕方は複雑なため、歴史的事実を把握するためには、それぞれの地域の個別の「王」のあり方が問われねばならぬものと思っている。ただ、その作業は本項の課題ではない。しかしなお、「王位」の存在の正当性の理論的根拠を探るためには、この三つの要素を念頭に置かざるをえないことも事実であろう。

ところで、本項の課題である「王」の世襲制の問題については、まず、血統主義の正当性の有無が問われねばならなくなる。しかし、中世の現実においては、「王位」への継承は、必ずしも純粹の血統主義だけではなかつた。⁽⁵⁾

なお、西欧の中世の「王」の存在は、ローマ教会の存在を無視してこれを語ることはできないと言われているが、⁽⁶⁾しかし、本項では、トマスと「王位」の問題を取りあげるのを主題としているので、ここでは触れず、後の該当場所⁽⁷⁾で及したい。

そこで先に提示した如く、本題の考察に入る前になお、歴史的現実⁽⁸⁾に照らして、「王」と密接の係わりを一般的にもつ権力者、ことに貴族の地位とその相続問題を検討しておくことが、「王」の選出を見る場合に有意と思われるので、まず、君主制の世襲性の前提としての貴族の地位の私有化の問題を取り上げておきたい。⁽⁸⁾その趣旨は、王位の承継にどこでも深い関わりをもつ「貴族」層が、この時期に一定の「身分」的地位を獲得しだし、そこに承継方法も一定の方式化を見出すことができるようになっていたと思われるので、その点の探索からかかりたい。ことに、その点、王位の継承になんらかの係わりがあるか否かが重要であると考えたからである。⁽⁹⁾

だがここで留意せねばならぬことは、「貴族」概念は、一般に無規定に使用される傾向にあるが、その内容ははなは

だ複雑であるという点である。例えば、マルク・ブロックは、その著書「封建社会」でこの点を指摘してゐる。すなわち、事実上の階級としての貴族と法的貴族と分け、さらに、封建時代第一期（九世紀—十一世紀）における貴族という語の種々なる意味に言及し、また、それ以後における貴族階級の階層化についても地域によって異なるものとしている。⁽¹⁰⁾ 尤も、ここで取り上げるのは、貴族階層のうちでも、王の選出に影響をもつ大貴族層「有力者 *magnates*」の地位に関わるものに限定することになる。⁽¹¹⁾

ここで断っておかねばならぬことは、この問題は、複雑な中世の歴史過程の解明を前提とせねばならぬところ、その点について専門的探索能力をもたぬ私としては、本項の課題に関係する限りで、一定の歴史家に依拠して問題探索をしようとするに過ぎないということである。尤も、専門家の間でも、当時の諸制度の評価に見解の相違をもつ研究状況にあるとき、その制度評価についてたいした相違が見られぬと思われる範囲内で本項の課題を検討しうると考えた場合に限つての上での問題提起であることを断っておきたい。

2. 貴族の歴史的産物性「形成の多様性」

α 王と貴族との関係

前述の如く、王の社会的存在は、この当時にあつては、貴族層との関係を無視して語ることができない。しかし、貴族層の形成は、歴史的産物であり、一定の理念の下に社会的に形成されたものではない。そのことは、その存在について、一義的に概念的に把握することが不可能であり、歴史的諸要素が地域的貴族層の存在にはまつわりついていることを意味するものといえる。そこで、本項の課題からいえば、若干ずれるが、貴族層の形成について一言触れておきたい。周知の如く、西欧の社会的集団に関する一つの大きな社会的インパクトとして、ゲルマン民族の大移動という現象が存在する。⁽¹²⁾ それを契機にして、諸地域におけるゲルマン諸部族の定着が始まるが、それは本項の課題には直接は関係し

ないものとし、その諸部族の定着現象を既成のものとして瞥見することにしたい。⁽¹⁴⁾

ところで、先に触れた如く、マルク・ブロックによれば、貴族概念を把握するにあたって、まず、事実上の貴族と法的貴族に分けた。⁽¹⁵⁾ 後期中世ヨーロッパの特徴の一つとして階層的身分制が挙げられるが、法的制度に「貴族階層」が出現してくるのは、先にも摘示した如く一二世紀以後である。⁽¹⁶⁾ しかし、そこでまず指摘しておかねばならぬことは、事実上の貴族の内、血統による貴族階層が割合早く消滅したが、⁽¹⁷⁾ 法的制度的貴族階層の出現の前提には、諸種の事実上の貴族階層があったということである。⁽¹⁸⁾ すなわち、フランク時代にもゲルマン諸民族の間で、ラテン語で *nobles* と訳される *edelenge* 「フランク・ブルゴニー方言」と呼ばれる階層が生き残り、他の人びとより高い社会的地位を保つ階層が存在していたが、⁽¹⁹⁾ しかし、それらの家門は、封建期初期までにほとんど消滅していたという。⁽²⁰⁾ だがそれにもかかわらずそのことは、社会的に貴族と呼ばれる階層が事実上存在したことまでは否定しえない。⁽²¹⁾ そして、それは、多様な意味合いで呼ばれたが、⁽²²⁾ とくに社会的に注目されるべきことは、「富の性質」、「支配権の行使」ならびに習俗によって「貴族」と呼ばれる集団が存在したという事実であるという。⁽²³⁾

この歴史的事実を前提として、各地方の「王」の存在も、この貴族階層の支持の下に成り立ちえたことは疑いえないといわれている。しかし、かかる階層が社会的に存在したことをもって、ただちに、制度的に確立していたかといえなければならずも肯定しえないし、その意味では、一二世紀以降の「身分」としての貴族階層が制度的に肯認されてくる点が本項では重視されねばならなくなる。⁽²⁴⁾

β 軍事的意義

ところで、貴族といっても多様な形態をとる中で、王制に直接係わりをもつものは一部の上級の貴族階層に限定されることは先に摘示した。⁽²⁵⁾

しかも、この時代の有力「貴族」の主要な要素としては、その「軍事的」な性格が挙げられねばならない。マルク・ブロックの表現を借りるならば、「名誉の源泉と生計の手段として必要な戦争という概念こそがまさに『貴族』の小社会を他のものから区別するものであった」という。⁽²⁶⁾ カロリング期には、主要な貴族といわれる「伯」は官吏に過ぎなかった。⁽²⁷⁾ しかし、各部族の指導者たる性格の中から軍事的指導者たる性格が強くなり、領域の拡大、領地の併合等により、次第に指導者たる性格から支配者たる性格へと替わる経緯は、各地域の慣習に依存し、その間に事実上の新たな貴族の出現を見出し、その貴族の態様も一義的に捉えることのできない時期が長く続いていたという。⁽²⁸⁾ いわば、騎士の時代、わが国流に言えば武士の時代、現代風に言えば軍人の時代が到来し、それとの係わりで貴族の階層にさらに分化が生じていたという。⁽²⁹⁾ ただここで重要なことは、すでにかかる貴族の間で、かかる軍事的要請より、「世襲」的慣行が出現してくるようになったということが留意されねばならないだろう。⁽³⁰⁾

ところで、貴族の軍事的性格としてことに重要なのは、一〇世紀から一二世紀にかけての「城砦」の建設とその所有者としての地位という要素であった。⁽³¹⁾ 尤もその間に城砦の建設意義に変化が見られる。⁽³²⁾ しかもさらに、中世盛期における開墾作業の進展によって、一三世紀以降、そこに形成された集落を保護するための城塞都市が発展してくる。⁽³³⁾ 一〇世紀から一一世紀にかけての城砦建設は、外敵侵入と同族間の私闘のためのものであったが、⁽³⁴⁾ 次第に社会変化に伴い、その社会的経済的役割が拡大してくるようになったといわれている。⁽³⁵⁾

γ 地域支配者—指導者から支配者への変容

先に触れた部族等の指導者から、地域支配者としての地位への変化は、バン領主の出現としてしばしば指摘されている。⁽³⁶⁾ すなわち、小部族（集団）の指導者たる間は、共同体構成員と指導者の間には、身分的相違は存在しない。しかし、広域的な共同体の場合には、その広域性維持のために、指導者的役割と同時に、前述の如く力による支配力の行使

が重視されるに到った。⁽³⁷⁾ その名目は、外敵や他の集団の侵略からの保護であったかも知れまいが、包摂した広域化に伴う地域の秩序維持のためには、住民保護は、住民にたいする「包括的保護権」⁽³⁸⁾の取得となり、そこにすでに言及した「バン権力」の誕生となってくるし、地域保護者は地域支配者に変容してくる。⁽³⁹⁾ この点は、一九世紀の有名なJ・Sミルの「自由論」に象徴的に摘示されてきた点でもある。⁽⁴⁰⁾ そして、ここに、先にも触れた *dominium* 概念は、土地の領有概念を媒介として、⁽⁴¹⁾ ますます私的所有性を強めることになる。⁽⁴²⁾

δ 王位を支える貴族層——法的貴族

かかる貴族層の性格変化は、王と貴族との関係において、貴族層にますます有利に働いてくることになった。⁽⁴³⁾ その点は、とくにドイツにおいて顕著であった。

では、先に触れた、マルク・ブロックの摘示した事実上の貴族層から法的貴族層への変化は如何にして生じたのであろうか。そこで、ここで「法的貴族層」の確立について触れておきたい。⁽⁴⁴⁾

そもそも、かかる「法的貴族」について、明確な制度的確立が存在していたのであろうか。この問いに対する解答として、この時期に「身分」ということが重要になってきたことに留意せねばならぬであろう。⁽⁴⁵⁾ 尤も、貴族身分の研究は、そう古いことではなく、幾多の未開拓の部分があるようであり、⁽⁴⁶⁾ また、「法的」貴族といっても、一部の地域を除き、一定の制定法によって画一的に創設されたものでもない。⁽⁴⁷⁾

では、マルク・ブロックが「法的貴族」と概括化したものの内容はどのようなものであったろうか？ それを概括的にいえば、当時、ことに一三世紀に見られるごとく、貴族なるものに対する制度的諸措置の累積によって出現したものと摘示されうるものであった。

具体的にいえば、まず第一に、前述の如く、軍事的色彩から、「騎士」に任せられたもの（「騎士叙勲式」「貴族叙任

式)、およびその子孫であること、⁽⁴⁸⁾第二に、貴族の特権化した権利を保有すること、⁽⁴⁹⁾例えば、昔は家士であったがゆえに貴族と考えられたが、一三世紀には、貴族でなければ家士になることが原則として不可能になった点などが、その顕著な標識になってきている。⁽⁵⁰⁾

ε 自己の支配権の確立―「特権」と封の形骸化―地域の支配権の確立

ところで、大貴族が広域支配するためには、単なる力のみには依存することはできない。それを可能にするための社会的需要の存在が必要となる。その点について、渡辺節夫はつぎの如く摘示している。⁽⁵¹⁾要約すれば、それは大貴族のもつ「バン支配権」と「土地支配権」の融合過程と見る。⁽⁵²⁾渡辺節夫は、この融合過程の象徴として、使用強制権の如き「経済的バン権」の成立を見ている。この使用強制権は、まさに領主権の象徴として、経済史学者たちは、「経済外的強制」とよび、農民を土地に緊縛するための一手段として摘示していることは著名な事柄であろう。

一定の領域内における広域共同体の秩序維持のためには、単なる外敵に対する防禦としての「軍事的権力」のみならず、領域内における被支配者に対する秩序維持手段が必要になってくる。そこで、さらに広域支配のための大貴族の場合には、そのための、自己の軍事的権力のみによるだけの固有の力を有しない場合には、他の弱小領主のもつ権力との間の調整のみならず、一定の封建契約を媒介とするヒエラルヒーを形成してくることになる。⁽⁵³⁾その形成は、ところによって異なるが、一二世紀中葉に大きな展開を見せたといわれている。

しかしさらに、かかるヒエラルヒー化にも関わらず、他方で有力な社会的勢力、ことに大貴族は、自己の権利あるいは権限を国王の干渉から防禦するためにも、「古き慣習」を標榜して対抗し、それを認めさせることによってその地位を「特権化」させてきたという。⁽⁵⁴⁾

ζ 世襲―家門的集団の自衛手段―身分制

ここで注目すべきことは、かかる身分制の強化に伴い、習俗的に成立する「家門（系族）」の存在である。この点は、現実には、ドイツとフランスではかなり相違することを認識した上で、なお貴族の集団的封鎖性との関連で家門の成立は留意せねばならなくなる。尤も、この概念使用が普遍的であるとは思われ⁽⁵⁵⁾ない。しかし、それにもかかわらず、歴史家の間で使用されている「家門」概念をここでは使用しておきたい。

歴史家の摘示するところによれば、そもそも、貴族身分は世俗領主階級の家門組織の発展により大きな変化をとげた⁽⁵⁶⁾という。本項に関連する指摘を紹介すれば、九世紀末から一一世紀にかけて、すでに、「その支配権の主要部について長子による非分割世襲の原則を確立した⁽⁵⁷⁾」という。

尤も、一三世紀頃になると、領邦や王国の広域的支配権の強化により、先にも触れた個々のバン領主の支配権は政治的、軍事的機能を次第に失い、私権として親族に容易に分割されるようになったといわれている⁽⁵⁸⁾。ただ、繰り返しになるが、地域地域によって異なる点があり、この時代の制度として、概括化は無理にせよ、先にも触れたマロク・ブロックのいう階級分化の現象が起こり、家門機能にも変化の生じたことも留意せねばならぬであろう⁽⁵⁹⁾。そして、そのことは、世襲的大領主である大貴族の広域支配の拡大にますます有利に働くことになったものといえよう⁽⁶⁰⁾。

(1) 世界史的問題としてではなく、西欧史的に見て、如何にして支配者が形成されてきたかは、一つの問題点とされうる。ここに、共同体の指導者と異なった地域の支配者の出現——名称の如何を問わず——が問題になる。(西欧社会の)概念が祭司集団を意味し、それが、権力にのみ基礎づけられうる概念になるには長い経過があり、政治的権威が宗教的権力から徐々に自立していくことになったという。バンヴェニスト、前掲「インドヨーロッパ諸制度語彙集——II 王権・法・宗教」——一頁参照。

西欧社会においては、君主の世襲制以前に首長を一定家系から選出「指名制・推挙制」する傾向があり、選出するものの権利の独占現象がみられる。そこには、選出母胎を形成する大貴族の地位の私物化現象があり、その家系からの君主の選出現象があったこと

を考えれば、君主の地位の承継制ということを考える場合に、これら大貴族の地位を問題にせねばならず、また、その貴族の地位の私物化を問題としておかねばならぬものと考ええる。

なお、共同体の首長から、支配者、すなわち、一定の他の人民にたいする支配権力をもつ者がどのようにして誕生してきたのかは、歴史学社会学政治上興味ある点ではあるが、この点、本項では主題とはしていないが、一部は後にまた触れる。ウェーバー、前掲「支配の社会学Ⅱ」四六〇頁以下「七 カリスマ的構造と共同社会生活の永続的組織」参照。

因みに、地域統合と支配者の関係については、服部良久、「地域と国家統合」(江川温・服部良久編著、前掲「西洋史世史」[中]所収)七七頁以下参照。

- (2) ドイツでは、七名の選帝侯による選出に基づくことは周知の如くである。加えて、ドイツの場合には、王の選出と神聖ローマ帝国との関係が加わってくる。イギリスの場合、ノルマン征服(一〇六六年)以降のフランスの諸侯家によるイギリス王の承継についても周知のことであろう。フランスの場合には、ドイツ、イギリスで繰り返し王朝が交代したのと異なり、長い間、カペー家が三四一年「九八七—一三二八年」も続いたがその実体は衰れたものであったという。なおフランスの場合、マルタン、前掲「フランス法制史概説」三一七頁以下「一五三項 王冠の帰属、世襲による王位の襲承について」、柴田三千雄ほか編、前掲「フランス史Ⅰ」一八三頁以下「第四章 カペー朝・封建時代」[1 名ばかりの王]参照。

また、イギリスの特殊性を考える場合に、イギリスの国王と貴族との関係が問題になる。その点について、富沢霊岸、前掲「イギリス中世国制史の研究」一九三頁以下「二 一一・一二世紀イギリス封建国家の実態と問題点」参照。

「一一・一二世紀イギリス封建国家の発展の中で、その統一的發展を可能ならしめていたのが、実は、異民族征服者王権であり、またその封建的發展を担っていたのは、各地域の貴族の封建所領の開発と発展に具象化されているローカリズム理念であったことに注目しなければならない。」一九三—四頁。

したがって、「イングランド王国とは何か、イングランド王国共同体の慣行とは何かという問題をめぐって、国王側と封建貴族側とで互いに自らに好都合な慣行を王国共同体の慣行と称しつつ、ジョン王、ヘンリ三世時代にかけて闘争を繰り返すこととなったのである。」二〇一頁。

- (3) ドイツの諸侯は、独立性を保ち、フランスでは、ことに諸侯の支配力が強力であったことも周知のことである。それらの点については後述したい。

- (4) 渡辺節夫、前掲「フランス中世社会」一一九頁参照。この三つの要素のうち、とくにあとの二つのフランスへの影響は注目に値する。

- (5) 渡辺節夫、同前一二〇頁参照。

- (6) 例えば、ドイツの王位の継承が不安定であり、教皇のテオクラシー政策に基づく介入を招き、教権と王権・皇帝権との争いになったことは周知の事実である。フリードリヒ・フォン・ラウマー、『騎士の時代—ドイツ中世の王家の興亡』、柳井尚子訳、法政大学出版社、一九九二年、二五五頁以下「ハインリヒVI世の帝国世襲権闘争と彼の死」参照。
- (7) 後述③「王」の地位の特殊性」参照。
- (8) いうまでもないが、君主制については、周知の如くアリストテレスによって言及され、トマスによっても継承されている。トマス、前掲「君主の統治について」一一頁以下「第一章 生活を共にする人びとは誰か王によって慎重に統治されるのが必要であること」、一九頁以下「第二章 生活を共にする人びとにとっては、一人の人間によって統治されるほうが、複数の人間によって統治されるよりも、いっそう有益であること」、アリストテレス、前掲「政治学」1279b「岩波文庫」一三八頁以下参照。
- (9) ミッターイスリリーベリッヒ、前掲「ドイツ法制史概説」三七一頁。
「中世盛期の全過程をもってカローリンガ統一国家の『崩壊』の過程とみることは正しくない。」「常に国王の権力と並んで貴族支配が存在したのであり、しかもこの貴族支配は国王権力からの派生物ではなく、部分的には国王権力よりもっと古いものであったのである。」三七一頁。
- (10) マルク・ブロック、前掲「封建社会2」五頁以下参照。
「貴族という名に値するためには、二つの要件をあわせもっていなければならないように思われる。」「すなわち、第一には、貴族(ノブレス)なるものもっていると自負する優位性を認め、かつそれぞれを具体化する固有の法的身分を有すること、第二には、この法的身分が血統を通じて恒久的に伝えられて行くことである……。」五頁。
「貴族は西ヨーロッパにおいては比較的おくれで出現したにすぎない。この制度の最初の輪郭は、一二世紀以前には現れ始めることはなかった。」五頁。
- (11) シュルツェ、前掲「西欧中世史事典—国制と社会組織」一五七頁。後に触れる「家門」と「王侯家」との関係の中で、この問題に触れている。すなわち、「民族移動期以降、ゲルマン人の王の家門が史料においても確証されるようになる。」「Kuning [王]ということばは、たぶん、『高貴な家門出身の男』を意味していたと思われる。」「すでにタキトゥスの時代において高貴な出自(nobilitas)は、王に選ばれるための前提であった(『ゲルマーニア』七章、一)。「また王位の獲得は、家門を基礎づける行為であった。というのは、ゲルマン人は大いなる信頼の念をもって王の血統を護持し、stirps regia [王の家系]が『国王の靈化』Königsheilをもつかぎり、それに属する者を王に選んだからである。」「一五七頁。
- (12) 一般に言われる「民族大移動」期は、周知の如く、四世紀末から六世紀末にかけてである。因みに、ドイツ学界では、「民族移動」というが、英仏学界では「蛮族の侵入」という、成瀬治ほか編、前掲「ドイツ史」四一頁以下「野崎直治執筆」参照。

なお、堀越孝一編『新書ヨーロッパ史』、講談社現代新書、二〇〇三年、二〇頁以下「1 ローマ人のガリアからカール大王の王国へ」参照。

(13) 成瀬治ほか編、前掲「ドイツ史」四〇頁以下「野崎直治執筆」参照。

(14) 但し、「移動期の軍事上の必要から主従結合は強化され、部族の首長は『同等者の第一人者 primus inter pares』たる部族の支配者として国王となった。」という指摘もある。中村勝巳、前掲「世界経済史」一三一頁参照。その意味では、若干の係わりが生じてくるといえよう。

(15) 尤も、この点は、イギリスを例外としており、主として大陸における変化が中心とされている。マルク・ブロック、前掲「封建社会2」五頁以下参照。

マルク・ブロックは、「第四章 事実上の貴族から法的貴族への変化」で、新しい貴族階層の展開を次の如く摘示している。

まず、一一三〇年に編纂された最古の「規則」は、明確な条件を規定していなかったという。四一頁。そして、「一世紀余り後に定められた第二の『規則』（拙注、一二五〇年あるいはその前後）は、これとは反対に、純粹に法律的な厳格さでこの問題を処理している。」四一頁。しかし、「フランスでは当時制定法はほとんどなかった。」「しかし、聖王ルイ（拙注、ルイ九世、在位一二二六—七〇年）治下の国王裁判所の判決は、この点では（同じように）明白であった。」「慣習性も同様であった。」「国王の特別の恩恵のある場合は別として、騎士叙勲を受ける人の父か父系の祖父がかつて騎士でなければいかなる騎士叙勲も有効ではないであろう。」四二頁。

「やがて、カペー朝の側近の間では、この許可（拙注、騎士叙勲）をほとんど初めから『貴族叙任状』（*lettre d'anoblissement*）と呼ばれていた文書部の令状の形で与える慣わしが始まった。」四四頁。

「とは言え自然発生的な長期の懐胎期間に留意されたこの事実上の世襲から法的世襲への変化は、より厳格な社会的治安を確立し、かつまた、不可避であると共に有益でもある身分間の移動を認可することによって、それを規制し得る唯一の権力であった君主権もしくは君侯権力の強化によって初めて可能となったこともやはり事実である。」四五頁。

「しかし、すでにこの身分の所屬を確認されていた家族の成員かあるいは例外的な特恵を受けた人びとにのみ騎士叙勲を限るとすれば、それだけで真の貴族階級を構成するには充分ではなかったであろう。」四六頁。「叙勲された」騎士として、また、戦闘と助言という最も高度の任務を負っていた家士としての戦士に対して一致して認められていた卓越した地位は、次第に精密な法的規則に具体化されてゆく傾向があった。」四六頁。「今や一一世紀末から一三世紀初めにかけて、封建ヨーロッパ中に同じ規則がごだましかつているのである。」四六頁。しかし、この厳しい要求が永久に維持されてゆくわけにはゆかなかったという。四六—七頁。

「イングランドの例外」については、マルク・ブロック、前掲「封建社会2」五〇頁以下参照。

「家士制も騎士制も共に移植されたものであったイングランドでは、事実上の貴族が辿った進化は、まず最初の頃は大陸におけるほとんど同じであった。」「しかし、一三世紀にはかなり違った方向にそれてしまった。」五〇頁。

まず、「この国王の政策―その不可避の帰結として、封の取引に対する障壁を設けるための試みが全く欠けていたことが付け加わった―から一つのきわめて重大な結果が生じた。それは、イングランドでは、『騎士叙勲』は、税制上の制度に転化したために、世襲制に基づいた一階級の形成の中心としては役立つことができなかつたということである。」五一頁。

「しかし、だからと言って英仏海峡の彼方ではヨーロッパの爾余の部分におけると同じ程強力な貴族が存在しなかつたというわけではない。」「一言で言えば、イングランドではこの『生れの貴い人びと』の階級は全体としては『法的』であるよりも『社会的』(な階級)としてとどまっていたのである。」(傍点筆者) 五一頁。

(16) 前出注(10) 参照。

(17) マルク・ブロック、前掲「封建社会2」五頁以下「一 血統に基づく旧貴族の消滅」。

(18) マルク・ブロック、前掲「封建社会2」八頁以下「二 封建時代第一期における「貴族」という語の種々の意味」参照。

(19) マルク・ブロック、前掲「封建社会2」六頁。

(20) マルク・ブロック、前掲「封建社会2」六頁。

(21) マルク・ブロック、前掲「封建社会2」八頁以下。

(22) マルク・ブロック、同前。

(23) マルク・ブロック、前掲「封建社会2」一〇頁。

(24) 前出注(15) 参照。

(25) 前出注(2)、注(11) 参照。

(26) マルク・ブロック、前掲「封建社会2」一四頁以下「一 戦争」、とくに二〇頁。

(27) マルク・ブロック、前掲「封建社会2」一一一頁。

「フランク帝国の全土で、領域諸侯領の基礎に、通例、いくつかの伯領の集合体が見出される。換言すれば―カロリング朝の伯は真正正銘の官吏であったから―新しい諸権力の受益者たちを、それぞれ軍隊指揮官であると同時に多くの県(デパルتمان)を管轄下にもっていた総知事(sur-prefet)に比してもあまり時代錯誤とは言えないであろう。」一一一頁。

(28) 江川温・服部良久編著、前掲「西洋中世史(中)」一三頁。

「戦士階級の中にもいくつかの階層が認められる。一般に、自有財産であれ封であれ、安定した世襲的領有の対象となる支配圏の規模と性格が、領主の階層を規定する。」一三頁。「この階層構成は大陸とイングランドでは大きく異なっていた。」一三頁。

「ドイツ、フランスでは、中世初期に形成された広域的な行政単位を、一〇、一一世紀から大貴族が私的に領有するに至った。彼らが王国レベルで諸侯と呼ばれる。」「これに次いで中規模の土地領主であり裁判領主である地方貴族の階層があり、さらにその下には小規模土地領主の集団が存在する。」「これに対してイングランドでは、この時代を通じてシャイアと呼ばれる行政単位が王に直屬しつつ存続しており、この区画の一つを完全に支配下に収めてしまうような貴族は例外的存在であった。」「一三頁。

- (29) マルク・ブロック、前掲「封建社会2」五二頁以下「第五章 貴族内部の階級分化」参照。
- (30) マルク・ブロック、前掲「封建社会2」一一一頁以下「第三章 領域諸侯領から城守領へ」参照。
- (31) ジェラルド、前掲「ヨーロッパ中世社会史事典」一七五頁以下「城砦」参照。
- (32) ジェラルド、同前。シュルツェ、前掲「西欧中世社会史事典—国制と社会組織」一九六頁参照。
- (33) ジェラルド、前掲「ヨーロッパ中世社会史事典」一七八頁以下参照。
- (34) ジェラルド、前掲一七五頁。

ドイツの場合、山田欣吾、前掲「国家そして社会—地域史の視点」二八—九頁参照。「諸侯たちによって開始された城郭（居城）建設がこの時代における政治社会再編の方向を象徴する。」「皇帝のみに属する築城高権は端的に無視され、諸侯は自由世襲地の上に居城を築き、その城の名をもって自らをよぶようになった。」「二八頁。「多くの城は内戦期の軍事的必要から成立したものはあるが、それは周辺地域の住民の全く新たな政治的結集の核となった。」「二八—九頁。

- (35) ジェラルド、同前。ドイツについては、成瀬治ほか編、前掲「ドイツ史1」二二—二頁以下「西川洋一執筆」参照。
- (36) バン領主については、ジェラルド、前掲「ヨーロッパ社会史事典」二七四頁以下「バン（バナリテ）Ban (Banalites)」三三三頁以下「領主制 Seigneurie」参照。
- (37) 前掲「β 軍事的意義」参照。
- (38) マルク・ブロック、前掲「封建社会2」一二四頁参照。
- (39) 前掲注(36)参照。
- (40) J. S. Mill, *On Liberty*. J. S. Mill『自由論』、塩尻公明・木村健康訳、岩波文庫、一九七一年、九—一〇頁参照。
- (41) 拙稿、前掲一五卷二号一六〇頁参照。
- (42) 拙稿、前掲七卷一号一六七頁注(8)参照。
- (43) ミッタイスリーベリッヒ、前掲「ドイツ法制史概説」三四八頁「一三世紀後半以降—大空位時代後」参照。

「王権と貴族との関係はさらに一層貴族の有利に推移していった。」「貴族の先頭には今や選定侯があり、彼らは単に国王選挙権を独占していたばかりでなく、統治活動にもその影響をおよぼしたのである。」「かくて帝国は今や一種の寡頭政治の国になった。」「三

四八頁。

- (44) マルク・ブロック、前掲「封建社会2」四一頁以下「第四章 事実上の貴族から法的貴族への変化」参照。前出注(15)参照。
- (45) 「身分」概念については、拙稿、前掲三卷二号二五頁、一二卷二号四四頁以下注(8)参照。なお、イギリス等英語圏の歴史家は、カトリック教会圏の「身分」の重要性に気づいていないという指摘もある。A・R・マイヤーズ、『中世ヨーロッパの身分別議会—新しいヨーロッパ像の試みII』、宮島直機訳、刀水書房、一九九六年。三頁以下「I 身分の意味」参照。
- (46) マイヤーズ、前掲。ジェラルド、前掲「ヨーロッパ中世社会史事典」八一頁以下「貴族身分」参照。
- (47) ドイツとフランス、イギリスでは「貴族」と称しても異なるし、その違いと、なぜ「貴族」層が中世盛期に身分として社会的「法的」存在化してくるのかという問題について、その検証には、まだ多くの作業を必要とする模様である。
- 江川温、「貴族・家人・騎士」(江川温・服部良久編著、前掲「西洋中世史(中)所収」一〇三頁以下「一 研究対象としての中世貴族」、一二四頁以下「五 貴族身分の再編成に向けて」参照。
- イギリスとの違いについては、マルク・ブロック「封建社会2」五〇頁以下。ドイツとの違いの指摘については、同前五六頁参照。
- (48) マルク・ブロック、前掲「封建社会2」四一頁以下「騎士叙勲の世襲と貴族叙任」参照。
- (49) マルク・ブロック、同前四七頁以下参照。
- (50) マルク・ブロック、同前四八頁参照。
- (51) フランスについてであるが、柴田三千雄ほか編、前掲「フランス史1」二八一頁以下「第六章 中世の社会—封建制と領主制」[2 中世社会と世俗貴族権力]「貴族支配体制の基本的性格」(渡辺節夫執筆)参照。
- (52) 柴田三千雄ほか編、同前。とくに二八二頁参照。ただこの点については見解の相違も存在するといわれている。二八二—三頁。
- (53) 柴田三千雄ほか編、同前二九一頁以下。「権力の再編成をもとに諸侯支配の領域化が本格的に展開するのは一二世紀前半以降である。」二九一頁。「その基本はレーン制にもとづく権力の集中化におかれる。」二九一頁。
- (54) マイヤーズ、前掲「中世ヨーロッパの身分別議会II」一一—三頁。
- (55) シュルツェ、前掲「西欧中世史事典II—皇帝と帝国」四七頁では、「家門王権」概念について、「領邦王権や世襲領帝権の方がより適切な表現である」という文言を見出す。フランスでは「家門」概念にla familleの語を使用しているといわれるが、この点について、Kibler & Zinn, op, cit., [Medieval France] pp. 335—6 [Family and Gender (Aristocracy)]では、次の如き指摘がある。要約すれば、現在使用されているfamily (famille)の語が中世ラテン語として相当語をもっていなかったのではないか。stipsあるいはgensがfamilyと翻訳されうるかも知れないともいう。三三五—六頁。中世フランスの貴族の家門といわれるものは、一二世紀末に世襲的な城を中心に、形成される家族を念頭におくものであったという。三三六頁。

(56) 柴田三千雄ほか編、前掲「フランス史1」三八五頁以下「第八章 中世の社会—家族・共同体・身分」(江川温執筆)、とくに四〇七頁。

(57) 柴田三千雄ほか編、同前三八九—九〇、四〇七頁。

(58) 柴田三千雄ほか編、同前三九一頁。

(59) マルク・ブロック、前掲「封建社会2」五二頁以下「第五章 貴族の階級分化」参照。

(60) マルク・ブロック、前掲「封建社会2」五七頁。この点は、ドイツでことに顕著であった。「一二世紀中頃に、領域(支配)的な大首長の実力が次第に拡大し、また、真に封建的な精神がドイツの諸制度へ浸透してゆくのが目立ってきたために、その結果、貴族の階梯相互の境界がはつきりと移動し始めることとなった。」

③ 「王」の地位の特殊性

前述の如く、王と貴族、ことに大貴族とは深い関わりをもつにも拘わらず、王位の継承は貴族の家門の承継とは異なつた側面をもつ。それは「王位」というものの特殊性に基づくものといえる。そこで、トマスの王位論を瞥見する前に、西欧の王位の世襲性にまつわる特殊性にかかわる若干の問題点について眺めておきたい。

1. 王位の特殊性

α 王位のカリスマ性と超人間的權威の必要性

そもそも、「王」概念は多様性をおびており、一概にこれを捉ええないが、先に摘示した如く、一般的には、渡辺節夫が摘示した三つの要素がかかわっていたと言われている。⁽¹⁾ ウェーバーは、後述するが如く、そのカリスマ性を重視する。尤も、「王位」の社会的意義については、多くの説明がなされてきているが、その点は、ことに「教皇」の地位との比較を含め、広範な考察を必要とするので、本項では、その「世襲」のもつ意義に絞って取り上げることが断つておきたい。そして、教会によるサンクションがここでは重要になってくることだけ留意しておきたい。「超人間的權威の必要性」。但し、ドイツの場合、皇帝選定と教会との係わり合いという特殊な問題を捨象することができないので、その

点は必要な限りで注で言及することにする。⁽⁴⁾

β 王位の特殊性

では、地域支配者としての王の「位」は貴族の身分とどのように異なるのであろうか「王位論」。また、その与えられた「権力」は貴族の場合とどのような質的差異があるのであろうか「王権論」。

まず王の「位」について取り上げよう「王位論」。

尤も、中世ヨーロッパ社会を眺めてみても、前述の三つの要素の混淆的態様は一樣ではない。まして、「王位」の「世襲」性を問題にするときには、これらの要素の存在を踏えた上で、その正当性の論理を探っておかねばならぬであろうが、必ずしも容易な作業ではない。

そこで、まず参考となるのが、「王位」に関するウェーバーの指摘である。周知の如く、ウェーバーは、この問題を「世襲カリスマ」の問題として取り扱っている。⁽⁵⁾とくに、家父長的支配から広域的支配に発展したときの支配者たる「王位」については、「カリスマ的支配」を前提としてくる。⁽⁶⁾

しかし、元来「カリスマ的支配」は、個人に纏わりつく観念である。⁽⁷⁾そこで、個人に纏わりつく要素と「世襲」という要素がどう調和するかという問題が発生してくる。⁽⁸⁾但し、この点は後に取り上げることにする。⁽⁹⁾ただ、ここでは、「王」のカリスマが他の「貴族」と異なって取り扱われるための要素となっている点に留意しておくことにする。とくに、ウェーバーのいう王としての「キリスト教的適格性」が問題になる。⁽¹⁰⁾

しかし、ここで、前述の如く、「カリスマ」は個人的な資質に関する観念であるが、それは、非日常的事態に対処するために生ずるものであるとウェーバーが指摘している点を想起せねばならぬ。⁽¹¹⁾だが、秩序の安定化に伴い、その観念の永続化の要求の生ずることが本項の課題に関係してくる。⁽¹²⁾すなわち、ここにウェーバーのいう後継者問題が生じ、

「世襲カリスマ」の観念が生まれてくるものとする。⁽¹³⁾そこで、かかる「世襲カリスマ」の観念の生じてくる結果、どのような影響を王位の継承に与えるのか、という点をもう少し瞥見して見たい。

ウェーバーは、相続現象を媒介としてカリスマ的支配が続くと、その支配の非日常性が日常化してくることに着目する。第一に、その日常化は、秩序の伝統主義化によるという。第二は、その組織と支えてきた従者群の特権化によって、合法的または身分制的幹部に転化してことを摘示する。第三は、カリスマの意味の変化を指摘する。⁽¹⁴⁾とくに、前述の「後継者問題」を媒介として、そこに「世襲カリスマ」の観念を生み出してくることを強調する。⁽¹⁵⁾この点が本項では重要なので後でさらに検討することにする。

次に、王権については、本稿においてもかなり言及してきたが、その多くは、教権に対する俗権という観点からの瞥見であった。しかしここでは、貴族と異なった王の権限の特殊性を探るという見地で触れることにする。⁽¹⁶⁾

その見地から見るとき、王権の貴族に対して優越すると思われる点は、軍事的指揮者たる任務、貴族会議の統率、公共善の維持の任務が挙げられるであろう。ウェーバーは、これをとくに「軍事高権」と「裁判権力」として、その特殊の権限に着目している。⁽¹⁷⁾ただ、この点は、後に眺めるが如く、貴族と王における現実の力関係で多様な形態をとることになる。王権の内容については、歴史的傾向として、王権が拡大化し、また中央集権化するにつれ、その優位性は顕著なものとなってくる点だけ、ここでは留意しておくに止めたい。

しかし、ここで一点強調しておきたいことは、王権の行使と法の関係が留意されねばならぬ点であり、その点こそが、後に考察する、王権を法の下におくか否かの重要なポイントになるということである。

2. なぜ王位の世襲が必要なのか

では、これらの「王」の特殊性を踏まえて、先に提示した、王のカリスマ性と「世襲」という観念と調和しうるのか

という問題に入らねばならぬ。だが、その前に、ここでもう一言、先に摘示した「王」観念の多様性を念頭におかねばならぬという点を、再度強調しておきたい。その意味は、「王位」世襲性の問題もはたして一般的に論ずることができるとかという問題が起ってくるからである。しかし、その点は念頭におきながらも後の課題として、ここでは、一応当時の「王位」の世襲性の問題を通じて、「王位」の私有化問題を検討することにする。

α なぜ王位が一定の集団の独占物になったのか？

そもそも、「王位」該当者は一体どこからどのように選ばれるのであろうか。

共同体の指導者の選出については、原始的には、当然、一定の「家系」の物が世襲的に王になってきたわけではなかった。⁽¹⁸⁾したがって、王位につくのが一定の家系に独占せれるのは後天的なものであり、一定の歴史的条件下に誕生したことは明らかであるといえよう。しかしそれを前提にしても、中世ヨーロッパ社会を眺めて見たとき、王の選定方式は一樣ではなく、いろいろの要素の混淆的態様が看取される。まして、「王位」の「世襲」性の正当性を問題にするときには、これらの態様の存在を踏まえた上でその正当性の論理を探らねばならぬである。⁽¹⁹⁾

そこで、まず参考となるのが、先にも触れたウェーバーの指摘である。周知の如く、ウェーバーは、この問題を「世襲カリスマ」の問題として取り扱っている。⁽²⁰⁾それを要約すれば、次の如くなるであろう。

(一) 中世の王制の誕生は、小さな共同体の指導者の選出と異なり、広域の指導者の選出という要因に絡み、広義の選挙制が取られてくることが多く、王制が狭義の世襲制であるとは必然的にはならなかったようである。そこで、王制が永続性を求める社会的需要の存在を非個人的なカリスマ的要素に求めるのがウェーバーであったといえる。⁽²¹⁾

(二) それは宗教教義にもとづくものというよりは、信仰にもとづく需要であったと捉うるものであった。⁽²²⁾換言すれば、他の人々と異なった超人性をもつ人であるという社会意識の上に成り立っているという指摘と受け取られうるだろう。

(三) したがって、王の世襲が社会的需要に基づくかぎり、その社会の需要の態様は、先の「世襲」という要素に不可避的に付与されたものではなく、世襲体制をとる社会でも、王制の原初形態であった選挙制を全く廃止してしまったわけではなく、各国で、その態様は多様な形態をとるに至っていたといえる。⁽²³⁾

なお、当時にあつては、戦争・抗争状態が繰り返えされ、一定の制度が定着していたとは言い得ない状態であつたことも留意して置かねばならぬ点かと思われる。⁽²⁴⁾ その点、軍事面から常人より超人的要素をもつものを社会が求めることになり、ここに、非日常的事態に対処しうる場合の生ずることが認識されねばならぬであろう。そして、かかる軍事的需要から王制の原初的形態の多くを見出すとウェーバーは見ている。⁽²⁵⁾ そして、そこには、血統による王位の即位という社会的要求よりも、より実力者の出現への要請が重きをなしてきている点を摘示する。⁽²⁶⁾

(四) しかし、王の「世襲」という問題は、単なる財産の相続とは異なつて、かかる超個人性という個性的要素からどのように脱して、一定の地位の承継性を定着させたかという点が重要である。ここに、王制の「世襲制」については、今日では形式的になっているが、その超個人性を権威づける王制国家において、超世俗的権威性の裏付けが必要となり、その地位の承継の慣行をサンクション化するイデオロギーがどのように形成されたのか、また、超個人性の要素を保持しつつその承継性を権威づける宗教的儀式「聖別」というカリスマ的要素がどのように生じたかが、当時では重要な問題になつていたといえる。⁽²⁷⁾

かかる意味では、王位への即位は、地域地域によつて異なるが、フランスのカペー家のみが、その世襲制の特性を体現していたと言いうるものと思料しているが、⁽²⁸⁾ ここで次に、王位の連続性を要請するイデオロギーについてまず瞥見しておきたい。

β 王位連続性のイデオロギー

では、その王位の継続性の要請はどこから生まれてきたのであろうか。また、その永続性をどのように正当化するイデオロギーが展開されたのであろうか。単なる個人に帰属するカリスマ的觀念の存在のみでは、そのことを説明しきれるものではない。⁽²⁹⁾

そこに、王位の觀念自体が一三世紀頃、大きく変化してくることに着目せねばならなくなる。その変化を地域地域の「王」の問題として見るとき、画一的に論ずることは不可能かもしれないが、総括的に、それ以前に比して、その変化の要素を摘示することは可能であるといえる。モラルによれば、それは社会的事情によって、王位を支える財政的基盤の変化が大きかったことを摘示する。⁽³⁰⁾ その変化については次項で言及するとして、ここでは、その点に関し、王個人の權威から、団体性を表現する「王」ないし「王国」の觀念の台頭を認識しうるし、その点が重要であるとする。⁽³¹⁾

この点に関し、まずカントローヴィチの摘示している点を紹介したい。⁽³²⁾ その一つのポイントは、支配地域の当面する緊急事態が、一過性のものではなく、恒久性を醸し出した場合には、王の自然的要素は後退し、王位の恒久性を要請する事態にならざるをえない。その最たるものが、王の財政状態にかかわるものであった。尤も、その他の要素も加わっていたことも無視しえない。⁽³³⁾ しかも、その場合に、事実が先行し、理論づけは後からであったことを無視しえないが、そのイデオロギー化は、スコラ学者に負うところが大であり、それはローマ法と教会法に依拠するものであったという。⁽³⁴⁾ ここに、自然死を伴う王のほか、「決して死ぬことのない王」(rex qui nunquam moritur)という觀念が誕生して行くことになる。⁽³⁵⁾ そして、その後者を表現する象徴物として「王冠」という概念が使用されてくることになるという。⁽³⁶⁾

γ 王と封主との関係にまつわる王概念の変化の問題

ここで些か本題と離れる問題と思われるかもしれないが、前述の財政問題が絡むゆえに、王と封主との関係にまつわる王概念の変化の問題を取り上げておきたい。それはとくに、イギリス法に関係があるので、王位觀念の変化の契機を

なす一つの問題として取り上げておきたい。

先に、王位観念を変えるのが、一三世紀であり、それが主として財政問題であることを紹介した。王家の財政は、原始的には、他の貴族と同様であった。しかもその状態が続く限り、王家の財政問題は、王国の問題にならない筈である。そして、公共善の受託者としての地位を保つ限り、一定のそれに見合う費用徴収は、封臣より徴収可能であろうが、それ以上に、封臣の財政関係への介入を正当化する論拠は生じないであろう。しかし、軍費が嵩み、財政が逼迫してきたとき、王は封臣から、どのような名目でその財政補填を行うことができるかという問題が発生してくる。⁽³⁷⁾

先に、貴族の領有権の私物化について触れた。⁽³⁸⁾では一体、この点についても、王の場合には他の貴族と異なるところがあるのであろうか。確かに、王の場合にも、他の貴族同様、その王領からの収入によって賄われることになっていることは前述の通りである。尤も、それでは賄い切れず、関税と封臣からの一定の援助金をも収入源にしてきたが、それは王権維持のための範囲内のことであつた。⁽³⁹⁾しかし、ここでの問題は、授封された貴族以下の封地が私有化されてくるならば別の次元の問題が生ずるといふことである。それは、封地概念が変容し、封が財産的価値をもつものとな観念されるに到れば、それはそもそも封地を封ずる立場にある王の地位も財産的価値をもつ封主たる地位を前提とすることになり、そこに、授封関係の正当性が改めて別の次元から問われねばならなくなるであろう。⁽⁴⁰⁾換言すれば、*dominium* 概念をめぐる支配と所有の観念が分離している内は、封は支配の次元の問題として処理しうるであろうが、それが封土の私物化傾向を媒介として混合してくる場合には、⁽⁴¹⁾ことは簡単ではない。一定の財産的価値を保有する土地所有を封として授けたということになるからである。

概括的にいうならば、この点は、王と受封者の力関係に依存したといえるだろう。⁽⁴²⁾王が有力貴族の選挙の結果選出された場合には、その王の支配は、その受封者の領地の領有を左右することはできないが、王の授封行為が、その領有を

左右するまで強力であり、中央集権化が進んでいる場合には、封主たる王の力は封臣の領有権にまで介入することになるであろう。封地は、単なる封臣の領有地ではなく、王国の土地を一定条件で保有しているに過ぎぬことになるからである。ここにすぐれてイングランドと大陸諸国との相違を見出すことになるが、大陸においても、後世王の中央集権的権力が強大になって行った場合には、その問題が生じてきた⁽⁴³⁾。

しかし、この問題が、さらに、後に絶対王制時代に王国概念が王の支配地と領有地を混同せしめてくる契機を作ったことにも留意せねばならぬであろう。

この問題は、本題から逸脱するが、中世の「王国」概念がどのように成立するかという問題にも絡み⁽⁴⁴⁾、王国の臣民が、領主の領民であるとともに、王の支配下に直接入りうるか否かの問題を含み、果して君主制を取りながら全国民を王の下におく国家概念がいつ、どのようにして成立したかという点とも絡んでくるものといえる⁽⁴⁵⁾。

ただ、当面の課題としては、王の権力の拡大と中央集権化が、王の支配と所有の拡大としてのみ受け取られがちであるが、そのことは、前述の「王」概念の永続性を必要とし、王個人から抜け出した「自然体」と別の概念的な「王」概念を生み出すという変化をもたらしてくることもなっていた点を重視しておきたい。そして、この觀念化は、現実には、自然体としての「王」と觀念的構成物たる「王」の間の葛藤過程を生み出し、自己の支配と所有を王国まで広めたとき、「神権説」による解決⁽⁴⁶⁾、あるいは、絶対王制の主張など⁽⁴⁷⁾いろいろのイデオロギーをもたらすことにもなってくるが、それは後世の問題でもあった。

但し、王位の世襲化という現象を見る場合に、「王」概念そのものの複雑な諸側面に留意しておかねば、この時代の諸イデオロギーの葛藤課程に迫りえないのではないかと懸念しているということ、とくにその地位を自己の財産的視野で捉える側面「dominium 概念の支配と所有の混淆」の生じてきた点を留意しておかねばならぬものと思料している。

δ 王位の長子相続制と王位の存在意義がどう結びつくのか

では、王位が世襲制であるのみならず、長子相続制になったのは、いかなる事由が存したからであろうか。地域地域によって異なるにせよ、単なる一定系族から王位が継承されるのみならず、長子相続制が出現したのであるか。何故一定の地域では長子相続が確立したのか。それと王位継承とどのように絡むのか、といった問題を瞥見しておきたい

当時の王位の存在に対する社会的要請ほどには、一三世紀において、王位の世襲制度が承認されていたわけではない。ましてや、長子相続制の確立に至らぬことはいうまでもない。しかし、すでに貴族の間に慣習として確立してきた傾向が、王制に影響を与え始めていたこともまた事実である⁽⁴⁸⁾。

周知の如く、ドイツにおいては、一三世紀の中葉に有名な大空位時代(一二五六―七三)を迎え⁽⁴⁹⁾、王位継承すら明確な規則をもたなかった⁽⁵⁰⁾。イギリスとフランスにおいてのみ、一二七〇年代になって長子の王位継承権が生具権であるという認識が事実上のものとして容認されるに至ったにすぎないといわれている⁽⁵¹⁾。但し、それが制度的に容認されるのはもう少し後のことであった。ただ、その基盤となった慣習の成熟過程には、前述の貴族の世襲傾向が絡んでいて、その長子相続の慣習には、その軍事的性格が影響を与えていたものと思われるが、その上で、前述の王冠理論のもたらした側面も無視することはできないものと思料する⁽⁵²⁾。

ことにフランスにおいては、ドイツと異なり、カペー家が王位に選定されて以来、フランスの独特の慣習によって、その相続人が王位に就き、それを大貴族達が暗黙に同意してきた。そして、ここに王位の世襲の基盤が慣習として形成されてきたという⁽⁵³⁾。そして、王冠理論と結びつき、長子相続の慣習となってきたという⁽⁵⁴⁾。それは、単に慣習の所産であって、決して理論的に裏づけうるものを持っていたわけではない。だが、その慣習が続いたということは、対外的対内的にみて、フランスという地域におけるその社会の安定性の持続性が基盤になっていたことを暗示しうるし、また、一

三世紀にはカペー家の所領がフランスの相当部分を占めるほどに拡大化したことが重要な要因になっていたと言えよう。⁽⁵⁵⁾

(1) シュルツェ、前掲「西洋中世史事典—国制と社会組織」二三頁。

「王を表わすゲルマン語の語源を一瞥することは有益である。」「*ケーニヒ* König「王」(古高ドイツ語の Kuning)ということばは、ゲルマン語の *Kunja*「家門」に由来する。」「その男性形 *Kuniaz* が、ジッペの領域から政治の領域へと進出し、使用されるようになった。」「ここから、王は『ジッペの長老』*Sippenälteste* の制度から生じたという学説が導かれることになった。」「もちろん、『王』は別の意味、つまり『高貴な家門出身の男』という意味にもとりうる。この解釈はタキトウスの『王を立てるにその門地をもつてなす』(*reges ex nobilitate sumunt*) という記述『*ゲルマニア*』七章]や、王統 (*stirps regia*) が部族で最も高貴な家系であるとみなされていたという事実によって裏付けられる。』二三頁。

ところで、単なる首長から支配者たる君主へと展開していく過程は、地域地域によって異なるものといえる。ウェーバー、前掲「支配の社会学Ⅰ」三六一頁参照。この点は、後にも言及する。

先にも瞥見した如く、ウェーバーは好んで「カリスマ」概念を使用するが、制度的側面を分析するばあい、本稿では「権威」概念を使用してきた。そして王の場合にも、同様である。そこで、「権威」と「カリスマ」概念の係わりを問題にせねばならぬが、ウェーバーも「権威」概念を使用しているのです、その点だけは摘示しておきたい。ウェーバー、前掲「支配の社会学Ⅰ」参照。

『「カリスマ的」支配構成体は、具体的な個人的のもつ—合理的基礎づけも伝統による基礎づけもない—権威にもとづいている。』三〇頁。

「カリスマ的権威は、予言者に対する『信仰』、カリスマ的軍事英雄や街頭の英雄—デマゴグが個人として見出す『承認』、にもとづいており、この信仰の崩壊とともに崩壊する。』四九頁。「それにもかかわらず、カリスマ的権威は、決して、被支配者による右の承認から、その権威を導き出しているのではない。』四九頁。「むしろ、信仰と承認とは義務とみなされ、カリスマによって正当づけられた者は、自分のためにこの義務の履行を要求し、義務違反に対してはこれを罰するのである。』四九—五〇頁。「カリスマ的権威は、確かに、歴史の偉大な革命的力の一つであるが、しかし、その完全に純粋な形態においては、徹頭徹尾権威的な性格のものである。』五〇頁。

では、ウェーバーが用いている「カリスマ」という概念はいかなるものかという点が問題になりうるので、ここで一言その概念は触れておきたい。

前掲「支配の社会学Ⅰ」三二頁訳注(四)参照。「ウェーバーは別のところでこれを次のように定義している。」「『カリスマとは、

ある人物のもっている・非日常的なものとみなされている資質を云い、この資質の故に、超自然的または超人間的な、または少くとも、他の者は及びもつかない特殊非日常的な・力や性質をもった者として、または神によって遣わされる者または模範的な者として、したがってまた「指導者」として評価される。当該の資質が、何らかの倫理的・審美的その他の見地からして、「客観的に」正当なるものと評価されるであろうかどうかということは、この場合、概念的に勿論全くどうでもよいことである。それが、カリスマ的な被支配者、すなわち帰依者たちによって、そう評価されているという点のみが、重要なのである」。

次に「カリスマ支配」についても、ウェーバーは以下の如く述べているので、ここで紹介しておきたい。「カリスマ的支配は、支配の人と、この人のもつ天与の資質（カリスマ）、とりわけ呪術的能力・啓示や英雄性・精神や弁舌の力、とに対する情緒的帰依によって成立する。」「永遠に新たなもの・非日常的なるもの・未曾有なるものと、これらのものによって情緒的に魅了されることが、この場合、個人的帰依の源泉なのである。」四七頁。

- (2) 本項前出、「② 君主制の世襲性の前提としての貴族の地位の私有化の問題」[1. 王と貴族との係わり]注(4)参照。
(3) ウェーバー、前掲「支配の社会学Ⅱ」四九八頁参照。

「支配者自己の正当性が、世襲カリスマのみによってはまだ明確な諸規則にしがたって確定されえないような場合においては、彼は他のカリスマ的力による正当化を必要とすることになる。」「そして、このような役割をはたしうるのは、通常は、教権制的な力のみである。」四九八頁。

なお、諸要素の絡みあうことの指摘については、cf. Kelly, op. cit., [A Short History of Western Legal Theory], p.100. 柴田三千雄ほか編、前掲「フランス史Ⅰ」二九五頁以下「渡辺節夫執筆」参照。

- (4) 成瀬治ほか編、前掲「ドイツ史Ⅰ」二九一頁以下「池谷文夫執筆」参照。
(5) ウェーバー、前掲「支配の社会学Ⅱ」。ことに、次の点のウェーバーの指摘が参考になるものと思う。四七〇頁「カリスマの世襲可能性」、四九八頁、「世襲カリスマの正当性」参照。
(6) ウェーバーは、正当的支配の根拠として、合法的支配、伝統的支配、カリスマ的支配の三つの型を挙げている。前掲「支配の社会学Ⅰ」三二頁以下参照。その内、当面の課題に関連するのは前述の「カリスマ的支配」である。「第六部 カリスマ的支配とその変形」三九八頁以下参照。
(7) ウェーバー、前掲「支配の社会学Ⅰ」四九頁。
(8) ウェーバー、前掲「支配の社会学Ⅰ」五三頁以下。
ところで、ウェーバーは、「カリスマ的支配」に関する叙述の中で、「世襲カリスマ Erbecharisma」ということについて摘示し

ている。因みに、ウェーバーは、「君主」は「世襲カリスマ的支配者」としている。前掲、三五頁。そこで、個人的性格をもつ「カリスマ」概念が「世襲」という時間的継続的概念とどのように結びつきうるのか問題になる。そして、その点が、本項での重要な論題になる。しかし、その点は後に触れることにする。

(9) 本項後述「2. なぜ王位の世襲が必要なのか」の項参照。

(10) 「キリスト教的適格性」については、ウェーバー、前掲「支配の社会学II」四九八頁以下参照。ことに教権制による君主の正当性の保障については、五二四頁以下「第七節 政治的支配と教権制的支配」参照。渡辺節夫、前掲「フランスの中世社会」一三〇頁以下参照。

(11) ウェーバー、前掲「支配の社会学I」五二頁。

(12) ウェーバー、前掲「支配の社会学I」同前。

(13) ウェーバー、前掲「支配の社会学I」同前。

(14) ウェーバー、前掲「支配の社会学I」五二頁。

ことに、次の点のウェーバーの指摘は参考になるものと思う。前出注(6)で挙げた「正当的支配」の内、当面の課題に関連するのは「カリスマ的支配」である。ウェーバー、前掲「支配の社会学I」四七頁以下。就中、「世襲カリスマ」という現象についての次の如く摘示している。すなわち、

「(d) カリスマ的支配は、特に非日常的な・純粋に個人的な社会的関係である。」五二頁。「しかし、この支配の継続して存在し続けるときは、おそくとも個人的なカリスマ保持者の脱落とともに——この脱落が生じたとき、カリスマが直ちに消滅することなく、何らかの仕方でも存続し、したがってヘルの権威が後継者に移転するときは——、支配関係は日常化してゆく傾向をもつ。」五二頁。「この日常化は、(1)秩序の伝統主義化によっておこなわれる。カリスマ保持者またはカリスマ的資格をもつ行政幹部によって、法や行政命令が引続きカリスマ的に新たに創造されてゆく代りに、かれらが擁護しまたはかれらに帰せしめられるところの判例や先例が、権威をもつにいたる。」「カリスマ的支配の日常化は、更に(2)カリスマ的行政幹部、すなわち使徒団や徒士団が、内部的な支配権または特権によって専有された支配権(レーエン Lehen・プフリュンデ Pfünde)を引受けることによって、合法的または身分制的幹部に転化することによって、また(3)カリスマそのものの意味の変化によって、生ずる。」五二頁。

(15) ウェーバー、前掲「支配の社会学I」五二頁。

「カリスマの日常化にとって決定的なのは、後継者問題という、観念的および(極めてしばしば、とりわけ)物質的理由から焦眉の急を要する問題の解決の仕方いかんである。」五二頁。「その解決はさまざまの仕方でも可能である。」「カリスマ的資格を証明されるいはもっている新たなヘルの出現を単に受身的に待望するという態度は、特に彼の出現がおくれ、かつその種類を問わず強い利害

関係が支配団体の存続に結びついている場合には、新たなヘルを獲得するための積極的な行動によって代えられるのが常とする。」
五二頁。

ところで、「世襲カリスマ」については、次の如く摘示する。

「カリスマ的資格は血の中にあるという観念にもとづく『世襲カリスマ』によって」成り立つという。五三頁。「ごく自然に浮ぶ観念は、差当り、支配に対する『相続権』という観念であるが、この観念が支配的になったのは、西欧中世においてのみであった。」五三頁。「カリスマは、極めてしばしば、単に民族に附着しているにすぎず、新たな現実のカリスマ保有者は、(i)―(iii)に述べた規則や方法〔拙注、この点は省略〕の一つにしたがって、改めて特別に確定されることが必要である。」五三―五四頁。「人に関して明確な規則ある場合にも、これらの規則は同じではない。」「王位について『長子相続法』が完全に一義的にあまねく貫徹されたのは、西欧中世と日本においてだけである。」「このことは、これらの誘因における支配の安定性を高める上に、大いに寄与した。」「その他のあらゆる形式は、内部的紛争を誘発し易いからである。」五四頁。

「こうなると、信仰はもはや純粹に個人自体には向けられず、王朝の『正当』相続人に向けられることになる。」「カリスマの純粹に現実的かつ非日常的な性格は、伝統主義化の方向に極めて著しく変化せられ、また『神の恩寵』の概念もその意味を完全に一変する(すなわち、被支配者によって承認される個人的カリスマによるヘルの意味ではなく、みずからの完全な固有権にもとづくヘルを意味することになる(『神授權』の概念)。こうなると、ヘルたることへの要求権は、個人的資質からは完全に独立したものになる。」五四頁。

ところで、ウェーバーは、前掲「支配の社会学II」〔第二項 カリスマ的權威の成立と変形〕「一 カリスマの日常化」の項では次の如く述べている。

「カリスマ的に指導された一群のひとびとを日常の循環から超越させるに至った動きが、再び日常の軌道に退潮してゆくときは、少なくともカリスマの純粹な支配は原則として破られ、『制度的なるもの』に移され・曲げられる。」四二五―六頁。「こうなると、カリスマの支配は、あるいは端的に機械化され、あるいは気づかれぬままに全く別の構造原理によって駆逐される。あるいは、それは、別の構造原理と種々さまざまの形で融合し混乱して、その結果カリスマ的支配は、經驗的歴史的構成本の一要素を形成し、事実上他の構造原理と不可分に結び合い、しばしば認識困難なほど変質し、理論的觀察によってのみ抽出しうるようなものになる。」四二六頁。

ところで、前掲「二 指導者選抜(後継者指定)の問題」では、「新しいカリスマ保有者を見つけ出すために、別の・はっきり示しうるような・したがって同様に規則にしたがって定められた・手段が、利用しえられなければならない。」四三二頁。「かかる手段の一つとしては、まず第一に、次のような容易に浮んでくる信仰がある。」「すなわち、カリスマの担い手自身が、彼の後継者を、あ

るいは—キリストの場合のごとく、カリスマの精神からして、彼自身の一回の受肉しかありえないような場合には—地上における彼の代理人を、指名する資格をもっているという信仰である。「—ヘル自身による彼の後継者または代理人の創造は、支配の連続性を保持してゆくための、カリスマの起源をもつ一切の組織に—予言者の組織にも戦士の組織にも—きわめて適的な形式である。」「しかし、いうまでもないことであるが、これは、カリスマの・個人的な固有能力にもとづく・自由な支配から、『元祖』の権威にもとづく『正当性』の方向に向かって、一步を踏み出すことを意味している。」四三二頁。

また、「八 カリスマの『没主観化』、家カリスマと民族カリスマ、『民族国家』、長子相続制」では、次の如く摘示している。

「われわれが、これまで、カリスマの日常化がもたらしうる可能的諸結果として考察してきた一切のことは、また、カリスマなるものが厳格に具体的な人に結びついた性格をもつものであるということ自体を変更するものではなかったのであるが、今や、われわれは、カリスマの一種独特の没主観化を示すことをその共通の特色とするごとき一連の諸現象の考察に入らなければならない。」四六五頁。「そこでは、カリスマは、敵に人的な天与の資質たることをやめ、あるいは(1)譲渡可能な、あるいは(2)人的に取得可能な、あるいは(3)一人の人身に付着することなく・人物いかにかわららず官職の保持者またはある制度的な組織に結合されるとき、一つの資格に転化する。」四六五—六頁。

尤も、この点は、西欧中世の王位の位置づけについて、教会の存在を無視して語ることはできないことはいうまでもない。しかし、教会との係わり合いは、複雑で、教皇を中心とした精神界からの影響と、教会が一定の世俗社会において、領域支配権力者として現われる場合が混合化している。しかも、後者はしばしば、世俗社会において、封主との間に封建契約を結んでいた。この点は、本稿においても、既に、「ベネフィキウム」へ言及した箇所「領有地」問題に関わって言及してきた。拙稿、前掲六卷二号三二頁以下。尤も、その問題提起は、六卷一号三八頁以下「四 聖俗裁判競争の前提—二元性の競合と補完性」から為されているし、それは六卷二号のみならず、七卷一号、七卷二号で言及したことが前提となっている。かかる現実社会における教会の王位への係わりを無視して語ることはできないし、ことに王の廃位といった事象が生じてくるといった、超論理的現象も生じてくる。ウェーバー、前掲「支配の社会学II」五二四頁以下「第七節 政治的支配と権制的支配」。但し、本項では、かかる教会一般に関わる問題としてではなく、トマス王位の世襲観を問うているので、教会一般と王位の世襲については省略したい。

- (16) 王の地位と権能については、拙稿、前掲一五卷一号一六九頁注(11)参照。(なお、一四卷二号三九頁以下注(22)「王のポテスタス」、一一卷二号一八頁以下「両剣論」注(12)、一九頁「ゲラシウス」注(13)、三四頁「カノン法」注(41)参照。)
- 王権について、さらに、ロイン、前掲「西洋中世史事典」一〇五—七頁が要領よく概括している。長くなるが要点を紹介することにする。

西欧ラテン世界に広まった君主体制は「ローマ皇帝権と違い、普遍の意味をもたず、また王国は多数あり、性格も多様であった。」

「王の任務 *ministerium regale*・王の支配 *regimen regale*」の概念は、当時のラテン語の知識をもつ人々にはなじみ深いものであった。」

「王権を成り立たせるものは軍事的、世俗的、宗教的権威であったが、王個人の資質や運命によってその広がりや努力は変化する。」王は通常、王の一門 *stirps regis* の成員とみなされており、大規模な親族集団 *gens* ともいえる一ないし数部族を支配していた。」一〇五頁。

「領域的支配権は一〇世紀から徐々に強化されていくが、王の権力は、個人的な忠誠心で王と結ばれている人に対する上級の支配権として—中世のあらゆる政治的関係の基本的形態であるが—行使される。」「現実には、王がもつ潜在的な恣意的権力の行使は抑止されていた。」「その理由は、経済の発展が不十分なために制度化が妨げられ、権力を貴族と分有せざるを得なかったためであり、理論的には、貴族や教会のイデオロギーが王の義務を強調したからである。」一〇五頁。

「王権は、五—六世紀を通じて西ローマ帝国の後継諸国において形成された。」「シドニウス、カッシオドルス、大グレゴリウス、インドルスたちは、彼らを『王』 *rex, reges* と呼ぶことで、キリスト教的・ローマ的政治理念に基づいた正統性を新支配者に与えた。」「神は罪深い者を罰することを悪しき支配者に容認しているが、王権それ自体、とくにキリスト教の王権は、神の天上の王国を規範としており、それゆえに善であった。」一〇五頁。「神の代理人としてのキリスト教ローマ皇帝の理念は、王によって引き継がれた。」一〇五—六頁。「ベーダやカロリング朝の学者たちは、こういったイデオロギーを中世後期に伝え、ランスのヒンクマル、ソールスベリーのジョン、トマス・アキナスに受け継がれた。」一〇六頁。「王を聖別する儀式は八世紀末以来確立されていき、教会は、塗油の儀式で王を聖別することによって王権の神聖な権威とキリスト教徒の神聖なアイデンティティの双方を強めていた。」一〇六頁。

「通常は世襲されるが、形式的には王国の有力者たちによって選出されねばならなかったから、王権は条件付きの職務でもあった。」一〇六頁。「法によらず支配しようとすれば、王はただの暴君と化してしまふ。」「それゆえヒンクマルが力説したように、王は忠実な臣下たちと協議しなければならなかった。」「彼らの正当な意見を尊重し、共通の利益のための法を制定せねばならなかった。」「もし王がそうしようとしなければ、忠誠の取り消しは正当とされた。」一〇六頁。

「戴冠式の宣誓は、王の職務をもっとも明確な形で示すものであった。」「十分なコミュニケーションと巧妙な保護とは、王権の成功に不可欠なものであった。」「裁判官として、王は権力を誇示し強化した。」一〇六頁。

「王の巡回は、王権の力や威光を広い地域に知らしめた。巡回 *itineratio* は軍事行動でもあり、『軍装備』は中世初期の王権の政治的原動力であった。王は戦争で勝つことにより、掠奪や貢納を通じて富を補充し、忠実な人々に報いるための領土を得た。」「しかし広大な王領は、後継者間の分割によって分王国を作り上げ、分裂を起こしやすかった。」「八四三年にシャルルマーニュ（カール大帝）の

帝国が彼の三人の孫たちによって分割されたのがその例である。「一一世紀以降になると、長子相続の慣習の広がり」と領土的統一体としての王国が堅固なものとなったことによって、領土分割が王権の数を増すようなことはなくなった。」一〇六頁。

「社会的に貨幣流通が進行し、戦費が漸次増大するなかで、王は課税政策をとり始めたが、その結果、徴税の手段としてのさまざまな代表機関が中世後期に登場してくる。」一〇六頁。「これらの会議を王権に収斂させるために、儀式を含む慣用的なさまざまな操作を行った。」「徴税請負は新たな報酬を提供したことから、宮廷は貴族同様、市民階層をも大きく引き付けるようになった。」一〇六頁。

「中世の王権は決して真に官僚化してはななかったが、中世後期の王は、王の保護下の大学が年々輩出する読み書き計算のできる役人を徐々に徴募することができた。」一〇六頁。

「教会は常に王権の支持者であった。」「どの王国においても、聖職者は卓越した行政官であった。」「教会所領の保有農のなかから徴兵された軍隊は、中世初期の王の軍隊にとって不可欠なものであった。」「のちには教会は王に税を納め、そのみかえりとして王権は教会の富を保護した。」一〇七頁。

「王権は支配権が弱体化したのちにも存続した。」「塗油を受けていない諸侯は、神から与えられた機能を王を通じて得ようとした。」「貴族たちは、王を中心として共同体を形成した。」「農民たちは、王権の名のもとに奸臣に対する反乱を起こした。」「宮廷付聖職者たちによって創作された『王の触診』（疾病を治癒するとされる）は、卑賤の者によって求められた。」「中世の終りに、フランス、イングランド、スペインの新興諸国家は、広く普及した王権のイデオロギーから力を引き出したのである。」「一〇七頁。

(17) 「最高の裁判権」概念に関連して、一七世紀には、それが「王権」あるいは「主権」概念と同意語として取り扱われることについて留意しておく必要がある。拙稿、前掲三巻二号五〇頁以下参照。

王の職務の軍事高権と裁判権力に関するウェーバーの指摘が、ここでは参考になる。ウェーバー、前掲「支配の社会学」一六二—一三頁。

「政治権力の内容がいかなるものであるかは、極めてさまざまな諸条件によって決定される。」一六二頁。「われわれの概念にとつてすぐれて政治的な二つの権力、すなわち軍事高権と裁判権力とは、ヘルはこれを、彼に家産的に従属しているひとびとに対しては、彼の家権力の一部分として、完全に無制約的に行使する。」一六二—一三頁。「これに反して、家に従属していない者に対する首長の『裁判権力』は、農民的村落の経済のあらゆる時代を通じて、本質的には単に仲裁裁判官的地位にすぎない。すなわち、この（裁判の）領域においては、『単なる』政治的支配権には、強制手段を適用する自主的な権威が存在しないのであり、この点に、『単なる』政治的支配権と家支配権との最も明確な区別があるわけである。」一六三頁。「しかし裁判領主は、その勢力的地位が強化されるにつれて、『罰令』権力 *Bann-Gewalt* を篡奪することによって、ますます明確な支配的地位を得ようと努め、遂には、原理的に無制約

的な家裁判権力をもつのと実際上ほとんど完全に同様の地位を獲得するに至る。」一六三頁。

なお、これらの権能が王の下に集中していく点については、渡辺節夫、前掲「フランスの中世社会」二二六頁以下「裁判権・軍事権・レーン制」参照。

(18) ウェーバー、前掲「支配の社会学Ⅱ」一一〇 カリスマ王朝「四八四頁以下参照。

「さて、諸制度のカリスマ的正当化の中で、歴史上特に重要な一つのケースをなしているのは、政治的カリスマの正当化、すなわち王制の発展である。」四八四頁。

「国王は、どこにおいても、第一次的には武侯である。」「カリスマ的英雄性から生まれてくる。」四八四頁。

「さて、何が王制の先駆者であるかといえば、それは、カリスマ―非通常のな外部的または内部的危機の克服や非通常のな企ての成功を保障しようとするあらゆる種類のカリスマ―の担い手たちである。」四八四頁。「王朝の先駆者たる往時の首長は、なおまた二重の性格をもつ存在であった。」「すなわち、彼は、一方において、家族やジッペの家父長制的な長であるとともに、他方においては、狩猟や戦争のためのカリスマ的指導者・呪術者・降雨師・まじない師―すなわち祭司兼医師―最後に仲裁裁判官でもあったのである。」四八四頁。

「これらのカリスマ的諸機能は、必ずしも常にではないが、しかししばしば、それぞれ特別の担い手をもった(権能の数と)同数の特殊カリスマに分裂する。」四八四頁。「比較的しばしば見られるのは、本質的に経済的な機能を担当する・家権力から生まれた時の首長(ジッペの長)と並んで、別に狩猟と戦争の首長が存在するという現象である。」四八四頁。

したがって、原始的には、社会的需要に応じて指導者が現れ、その他のものがその者に従属するという慣行より、指導者がカリスマ的要素を取得してくることになる。

(19) この問題において、とくに注目すべきフランスについては、渡辺節夫、前掲「フランスの中世社会」一二〇頁「血統の由緒正しさ」[選挙制と世襲制]参照。

「フランス中世に関しては、世襲制から出発して中世後期に選挙制が確立したドイツ(神聖ローマ帝国)とは対照的に、選挙制からスタートして最終的に世襲王制が確立したとされる。」「しかし西洋中世では、『選挙』とは『一定の枠内での選択行為』、言い換えれば聖俗有力者たちの『特定候補への同意(consensus)』を意味したのである。」「この点は一二世紀のイギリスでもドイツでも同様であった。」「……『選挙』とは『王位を得るにふさわしい家系(strips regia)から最も適格な人物を選び出す行為』を意味した。」「中世的な意味での『選挙制』は世襲制と矛盾しないだけでなく、むしろ世襲制の原理を前提とするものであった。」一二二頁。「以上のようにフィリップ四世時代にカペー諸王を正統なカロリングの後継者として位置づける理念が完成し、それがヴァロワ家以降の王位の安定的な継承の基礎を確立したと見ることが出来る。」一七八頁。

- (20) 前出、注(14) (15) 参照。
- (21) 前出、注(14) 参照。ウェーバー、前掲「支配の社会学II」四六六―七頁参照。
- (22) 前出、注(15) 参照。ウェーバー、前掲「支配の社会学II」四六七頁。
- (23) 前出、注(15) 参照。なお、モリス、デュヴェルジェ、『フランス憲法史』、時本義昭訳、みすず書房、一九九五年、一三頁以下参照。
- 「選挙から世襲制へ」まず世襲制のための闘いが行われ、それは一三世紀の初頭に終わった。」一三頁。
- 「世襲制という考え方は、統治者の任命に関する様式として、ガロロローマ人の思考にとってかなり馴染み深いものであった。」一三頁。「しかしそれは選挙と結びついて、すなわち、君主は戦士の総会によって、神に由来すると考えられていた家系の、つまりメロヴィング家の人々の中から選出された。」(傍点筆者) 一四頁。
- 「征服が王国の権威を明らかに高め、戦士を各地に分散させた結果、メロヴィング王朝は戦士の総会の容喙を脱した。」「王国はメロヴィング王朝の世襲財産であるという考え方を盾にとり、メロヴィング王朝はガロロローマ人の官吏にならなくてはあつた選挙を免れた世襲による王位継承を確立したのである。」一四頁。
- 「しかし、クロヴィス以来実現された改革は完全なものではなかった。」一四頁。
- 「選挙に由来するカペー王朝の第一の関心事は、それから脱して、クロヴィスによって確立された世襲制に復帰することであつた。」一五頁。「そのために、カペー王朝はローマの皇帝にならなかつた全く単純な方法を用いた。すなわち、君主は生前に、自分の子を聖別させたのち王位に関与させたのである。父の死後、子は難なく君主を継承した。というのも、子は一定期間すでに君主(『指名された君主』) だったからである。」「このように、世襲制は後継者の指名という形態をとつたのである。」一五頁。
- 「断絶のない男系子孫によってこの制度はうまく機能し、慣習として定着した。」「このようにして、フィリップ・オーギュストは選挙という伝統から脱することができ、生前に子を聖別させたり、王位に関与させたりしなくてもよかつた。」「そして、一二二三年に王位継承はつがなくなつたのである。」「このとき以来、世襲制は完全に確立されたと考えることが出来る。」一五頁。
- 但し、嗣子がいない時には、選挙制が補助的役割を演じていた。
- (24) 本項、前出「2. 貴族の歴史的産物性」の箇所参照。
- ウェーバー、前掲「支配の社会学II」四六二頁以下参照。
- (25) 「世襲王制の起源」については次の如く摘示している。すなわち、
- 「神々や諸デーモンを動かすことが、永続的礼拝の対象となるに至れば、カリスマ的な預言者や呪術者から祭司が生ずることになる。」四六二頁。「また、戦争状態が慢性化して、戦争指導が―技術的に―武装能力ある兵員の組織的訓練と召集とに発展せざるをえ

なくなると、カリスマ的な軍隊指導者は国主に転化する。」四六二頁。

(26) ウェーバー、前掲「支配の社会学Ⅰ」四九頁以下〔前出注(1)〕、五二頁参照〔前出注(14)参照〕。

端的に問題点を摘示すれば、すでに瞥見してきた如く、「王」はそもそも人的集団の首長から出発したため、人的支配の要素をもつが、「国王」ともなれば、一定の地域支配を前提とせざるをえない。ここでは、人的支配は地域支配の中に包摂されてくる。換言すれば、領域国家概念の成立が問題にされねばならなくなる。では、人的支配から地域支配への制度的イデオロギーがどのように形成されていったのかと言うのが、ここでの問題意義である。

(27) ウェーバー、前掲「支配の社会学Ⅱ」四七七頁以下参照。

「カリスマの『没主観化』の上述のごとき仕方は、カリスマを世襲財産としてとり扱うことを意味するものであるが、このほかになお、歴史上重要な意味をもった別の没主観化の仕方がある。」四七七頁。

「まず第一に、血統によるカリスマの移転の代わりに、カリスマは人為的・呪術的方法で移転しうるものである、という観念が生じうる。」四七七頁。「司教叙品式という操作を利用しての使徒の権威の『承継』、司祭叙品式による不可消のカリスマ的資格の取得、国王の戴冠・塗油の儀式的意味、その他自然民族および文化民族における無数の同様な操作は、すべて右の観念に帰着するものである。」四七七―八頁。

「けだし、この観念には、カリスマのあの独特な制度文化的変質―すなわち、カリスマ的・人格的な啓示や英雄への信仰に代わって永続的組織や伝統が支配するに至った結果として生じてくるところの、社会組織それ自体へのカリスマの膠着―に至る推移が見られるからである。」四七八頁。

「ある支配者のカリスマ的正当性が表現されうる諸形式は、この正当性を基礎づけている超自然的力に対する関係がいかなる種類のものであるかによって、さまざまである。」四九八頁。

「支配者自身の正当性が、世襲カリスマのみによってはまだ明確な諸規則にしたがって確定されえないような場合においては、彼は他のカリスマ的力による正当化を必要とすることになる。そして、このような役割を果たしうるのは、通常は、教権制的な力のみである。」四九八頁。

(28) マルタン、前掲「フランス法制史概説」三二〇頁以下〔第一節 王権に関する一般概念およびその法的構成〕「一四七項 カペ王権はカロリング王権を承継するものである」参照。

「ユグ・カペ」〔拙注、在位九八七―九六年〕は、王に成る前は、一封建的大豪族に過ぎなかった。「しかし大権力者衆の選挙によって、そしてまた、聖別の栄によって、彼が王となったとき、彼は全く新しい頭位(ディニテ *dignité*)に登ったのであり、また、彼の同時代の人びとと同様に彼自身充分にその意識を持っていた。」「王と成るのは一封建的豪族であるが、それは封建王ではない。

彼が支配する国家は、封建国家ではなくて、王国（エタ・ロワヤル）である。「確かに、法律家衆がもつと後に世に封建制の理論を構成するに到るとき、王はそれを利用して、自身を、王たると同時に彼の王国の最高領主（セニユール・シュプレス）、即ち、至高封主（スヴァン・フィエフ）であると説明するように成る。」（傍点筆者）。「しかし、何よりも先ず、彼は、カロリング家の前任者達と同様、王なのである。」三二〇頁。

ジェラルド、前掲「ヨーロッパ中世社会史事典」一二四頁以下。

「二一五九年、聖職者で、教皇庁の高級官僚であり、のちにはカンタベリー大司教の書記となるソールズベリーのジョンは、政治学に関する最初の論文でもある『ポリクラティクス』のなかで、社会を人間の身体にみたてれば国王はその頭である、というメタファーを呈示している。」「しかし、フランスとイギリスだけを例にとるならば、こうした地位と役割を国王が獲得したのは、段階的であった。」「また国王の権力が築かれるのは、かなり後の時代になってからにすぎないし、それも側近に補佐されてであった。」一二四頁。

「国王が、その正統性と権力を世に認められるためには、まず自分の国において認知される必要があった。」「その正統性の根拠となりえたのは、選挙や世襲である。」一二四頁。「ユーク・カペーの正統性に関していえば、彼は（合法的）な状況のもとで選挙された。にもかかわらず、カペー朝の正統性をめぐる論議は、カロリング朝の子孫を排斥したあとも絶えなかった。」一二四―五頁。「ドイツでは、フリーヒドリヒ二世の没後、選挙制の原則が勝利をおさめる。」「フランスでは、長年の実施にもかかわらず、世襲制の原則は充分に確立されない。そのためフィリップ美男子の息子たちが男子の子孫を残さなかったとき（娘たちに相続権がないのは明白である）、王位継承者をふるいにかけるため、すたれていた選挙を利用せざるをえなかった。」一二五頁。「国王たちはその威信と特別な権能によって、封建大貴族たちに首長としての地位を認めさせようとした。ヨーロッパ各地に数々の抗争をひきおこした。戦いは、敗北による中断をはさみながら、長期間つづいた。」「国王たちは、その職務の自立と、ドイツ皇帝に対する優位を確立する過程で、教皇個人とのあいだに荷の重い同盟関係を結んだ。そのため、教会からの干渉に対しても闘わなければならなくなった。」一二五頁。

(29) カントーロヴィチ、前掲「王の二つの身体」二七六頁。

「疑いもなく、『王の二つの身体』という観念の背景には連続性の問題が潜んでいる。」「これは、初期中世にあってはそれほど明白なことではなかったが、むしろ目立たない仕方で潜伏していただけのことであると言わなければならない。」「しかし、『世界の永遠性』に関するアリストテレスの理論の受容、そしてアヴェロエス主義によるこの理論のいっそうラディカルな解釈の結果、永遠なる連続性という問題自体が何よりもまず議論されるべき重要な哲学的問題となるに及んで、真に本質的な論点が明確なたちをとって現れるに至った。」二七六頁。

(30) モラル、前掲「中世の政治思想」七八頁。「一三世紀には、生活水準の向上が著しかった。戦争を遂行するにせよ平和を維持させるにせよ、共に一段と費用のかかるものとなった。王の個人収入や正規の公税では、もはや身動きがとれなくなっていた。それ以外の徴税方法が是非とも必要となった。」

(31) モラル、前掲「中世の政治思想」七八頁―九頁。

「王の関心事は、いかにしたら臣民から出来得る限り抵抗なく必要な余分の金銭を引きだせるかであった。」「関係者すべてと個人的に交渉することは、明らかに不可能であった。王はそうするための時間的余裕も辛抱強さももちあわせていなかった。」七八頁。「しかし、彼は王国を全体として相手にしたり、あるいは王国内のさまざまな団体と交渉することによって、同じ結果を得ることができた。」七八頁。「このことは、王が各団体に対して彼の希望に耳を傾けるための代表者を任命するようにし向けたり、もっと大事なことは彼の希望を実行するように委託することができた時に、可能となるであろう。」七九頁。「いいかえれば、西方の諸君主は代表制度という方式を採用しようとしていたのである。」七九頁。

「王権それ自身が最も高次の意味で (per excellencē) 団体にほかならないと考えられた (もしさし当って教会を除けば) し、世俗国家にひとつの組織団体であるという観念は一層強力な法的発展を与えられた。」

「王国という公的な権威は、緊急の場合に、諸々の寄付を要求する権利をもつという観念は、翻訳しにくいがその意味において明かな『王国の利益』(utilitas regni) とか『王国の必要性』(necessitas regni) というような観念を引用することによって正当化された。」七九頁。

(32) カントーロヴィチ、前掲「王の二つの身体」二七六頁以下「第六章 連続性と団体」。

(33) カントーロヴィチ、前掲「王の二つの身体」二七六頁参照。

「世界の永遠性を説く理論の再興は、一三世紀中葉以降、西欧の人々の精神を捉えることになったが、この再興は、これとは別個に生じた国制上ならびに法的・政治的な領域における『連続性』への類似の傾向とただ軌を一にしていたにすぎなかった。」二七六頁。

「法と政治の分野における連続性への問題関心の発展は、新しい哲学が影響を及ぼしうるようになる以前から、既に充分な程度において存在していたからである。」「例によって実践が理論に先行していた。」二七六頁。「しかし、このような実践が既に存在していたからこそ、人々の精神は新しい理論をそれだけいっそう容易に受け容れる用意があったのである。」二七六―七頁。「理論は、人々がいずれにしても既に考え行動していたことを確認し正当化したにすぎず、かくして既存の状態を強化し促進したにすぎなかった。」二七七頁。「また、最後に言うことは、これら二つの傾向―哲学的・スコラ学的理論と政治的・法的実践―は、両者相俟って、形成期にあった西欧の社会思想や政治思想の一时的なパターンに決定的な影響を及ぼしたということである。」二七七頁。

(34) カントーロヴィチ、前掲「王の二つの身体」二八六頁。

形而上学の問題とは「独立に、王国や共同体の実際上の要請が、公的制度の準無限的永続性の擬制へと人々を導いていったのである——確かにこれは、それほど哲学的とは言えない永続性ではあったが、王の領地の不可譲性の原則、および『決して死ぬことのない』非人格的な国庫の観念は、制度の連続性に関する新たな概念の標識として現れたものであり、この概念は主としてローマ法と教会法の両法によって影響されていたと思われる。」(傍点筆者) 二八六頁。

「言うまでもなく、租税に関するスコラ学の教説が、毎年課税する権利を国家に対して認めず、また一般に定期的に課税を行う権利さえ国家に対して拒否していたことは確かである。」二八七頁。「しかし、(緊急事態) に関しては教会もこれを承認し、かくして新しい原則が確立されることになった。」二八七頁。「この原則は、毎年の課税を永続的に行うことを正当化するに至り、その結果この課税は、政体の必要を満たすために主権国家が行使しうる権利として承認されるようになった。」一四世紀になると、……あるいは既に一三世紀においても……課税は一回限りのものであるという主張はしばしば割愛され、従来までフィクションによって例外的なものとしてされていた課税が、あからさまに通例となった。少なくとも大陸の多くの地域において、公的な課税は毎年の課税と同義になったのである。」「換言すれば、以前に繰り返されることのない出来事と結びつけられていた課税が、今や暦と結びつけられ、永遠に回転する時間の輪と結びつけられるに至った。」「国家は永続的なものとなり、国家の緊急性や必要性——国家のネケンタス[necessitas]——も永続的なものとなったのである。」二八七頁。

(35) カントーロヴィチ、前掲「王の二つの身体」三一五頁。

「王国の頭の永遠性、『決して死ぬことのない王』(rex qui nunquam moritur) という観念は、主として三つの要因の相互作用によって生じたものである。」三一五頁。「すなわち、王朝の永遠性、王冠の団体的性格、そして王の威厳の不可死性である。」三一五頁。

(36) 王冠理論については、まず、王冠概念の語用について触れておきたい。渡辺節夫、前掲「フランスの中世社会」一六九頁以下「王冠理論と王冠」参照。

「今日、この“corona”を語源とする英語の crown、ドイツ語の Krone は『王冠』と『王位(王権)』の双方の意味に、フランス語の couronne はそれに加えて『王国』の意味でも用いられる。」一六九頁。

「しかし、一二世紀にはヨーロッパの諸王朝において、王権との関係で“corona”概念が現われ始める。」一六九頁。

「“corona”の概念が質的に変化する画期は一一四七年と見られている。」「“corona”が王冠を戴く王自身とは別個の政治的実体(entité politique) 国家の権利能力(personalité juridique) 君主により王国に対して行使される権力『王権』を示すための公法上の概念として用いられるようになる。」一七〇頁。

「この画期的な変化の最大の原因は、一般にルイ七世の第二回十字軍への参戦（一一四七年六月—一一四九年十一月）と王の不在にある。王の不在が王の肉体から切り離され、同等の権威をもつ主体としての王の権力と権利の存在を明らかにし、“corona”を示す習慣を生み出した。」一七〇頁。「それはまた、王国諸制度、官職の発掘と客観化、首都の観念の形成と並行している。」一七〇—一頁。

ところで、カントーロヴィチ、前掲「王の二つの身体」における「王冠」の説明は詳細を極める。それをここで紹介するのは、紙数を取りすぎるので、項目のみを列記しておきたい。すなわち、《一 擬制としての王冠》（三三一頁以下）「可視なる王冠と不可視なる王冠 *corona visibilis et invisibilis*】（三三一頁以下）、「国庫の王冠」（三三六頁以下）、「不可譲性」（三四〇頁以下）、「王冠と統合体」（三五〇頁以下）、「王と王冠」（三五六頁以下）、「未成年者としての王冠」（三六四頁以下）。

かくして、カントーロヴィチは、「王は死なず」ということにおける「王冠」の説明を長々と展開している。

因みに、カントーロヴィチもイギリスの諸現象を素材にしているが、法人論の発達しなかったイギリスでは、*crown* 概念がその代替的機能を営むという特殊性のあることを摘示しておきたい。メイトランド、『法人論』、森泉章訳、日本評論社、一九八九年、一—四頁以下「法人としての王冠」参照。この点、ローマ・カノン法をとる教会法とコモン・ロウの競合関係が問題になる場合がある。cf. Helmholtz, *op. cit.*, [Roman Canon Law in Reformation England], pp. 21—2, 24—5, 55. とくに、カントーロヴィチも言及したクックの一六〇九年のカルヴァン事件は、後に触れる問題ではあるが、ここで、王位の継承と戴冠の関係に関わることだけ付言しておきたい。三一—五頁以下「一 王朝の連続性」。

(37) フランスにおいては、とくに百年戦争などの戦費の問題を媒介にして、一四世紀以降、財政収入の問題の変化が著しい。マルタン、前掲「フランス法制史概説」八六一頁以下「第三節 財政」参照。イギリスについては、拙稿、前掲九卷一号一一頁注（8）。

(38) 拙稿、前掲七卷一号一五二頁、一五六頁注（2）参照。

(39) イギリスに関してであるが、拙稿、前掲九卷一号一一頁注（8）参照。

一般的には、ウェーバー、前掲「支配の社会学Ⅱ」三三七—八頁参照。

「いわんや、ヘルの財政的権利となると、ますますもって制限された。」「ヘルの財政的権利としては、後見権にもとづくレーエン利用権のほかには、とりわけヘルの一定の緊急状態の場合における（封臣のヘルに対する財政的）援助義務があった。」三三七—八頁。「ヘルの方では、常に、この援助義務から、包括的な課税権を形成しようとするのであろうが、しかし、封臣の方では、これを、明確に限定された臨時的貢租に形成せんとし、この封臣の努力は、結局は次のような成功をおさめたのが普通である。すなわち、軍役義務—これはますます擬制的なるものになっていったが—に対する代償として、特殊騎士的なレーエンは租税を免除されるといふのが、近世に入ってまでも通常の状態をなすに至ったのである。」三三八頁。「同様に、封臣は、少なくともヘルがレーエン制的軍

隊に依拠している限り、自己の隷屬民に対するヘルの課税権を―封民が例外的に課税を承認した場合は別として―排除することに成功したのが普通である。「ヘルが造作なくタラギア tallagia を徴収しえたのは、原則としては、ヘル自身が土地領主としてまたは体僕領主として支配している隷屬民からのみであった。」三三八頁。

- (40) 授封と封主との財政問題は、地域によって異なる。イギリスでは、フランス程、王の財政上、土地収入に依存していなかった。城戸穀、前掲「中世イギリス財政史」二二頁参照。フランスでは、一三世紀には封の家産性が進む。マルタン、前掲「フランス法制史概説」三九三頁以下「一九五項 封に対する家士の権利、封の家産性、世襲性」、三九六頁以下「一九六項 封の家産性、可讓性」参照。それに伴って、王の授封行為の意味も変わってきている。一三世紀初頭における王の収入源は主として、他の貴族同様、王領からの収入であったが、「全王国の利益の代表者としての王」をかざして大貴族を含めて「援税 aide」を課することを要請する傾向が大になったが、封との関係でも封の移転に伴う税の徴収を主張するようになる。但し、この点については、大貴族の間でも受け入れられるものと拒否するものとに分かれた。三五三頁。これらの点については、以下においても言及することになる。マルタン、前掲「フランス法制史概説」「一七五項 プレヴォおよびバイイの財政的機能」三五二頁以下参照。

- (41) 「支配」と「所有」の関係は、時間と空間を異にしたがって多様な形態をとる。拙稿、前掲一六卷一号二六一頁以下「補論 dominium 概念と所有権理論」参照。

例えば、ドイツでは、ランダスヘルシャフト（領国支配権）という言葉がある。この概念は、中世ドイツでは重要な意味をもつが、その概念は複雑である。そして、この概念が、ドイツ王、神聖ローマ皇帝と複雑な関係を醸し出す。成瀬治ほか編、前掲「ドイツ史 I」三三九―四〇頁以下。

しかし、フランスの場合には、ドイツと些か異なったニューアンスをもつものとして受け取られている。例えばジェラルド、前掲「ヨーロッパ中世社会史事典」[封(封土) Feud] 二九九頁以下参照。また、この点に関し、イギリスがドイツと異なった捉え方をしていることについてはメートランドの指摘のあることだけ、ここでは摘示しておきたい。Maitland, op. cit., [The Constitutional History of England], p. 157.

さらに、この点について、イギリス法における支配と所有の混淆に関するホールズワースの指摘については、既に、拙稿、前掲一六卷一号二五〇頁以下で言及したので留意されたい。

- (42) ジェラルド、前掲「ヨーロッパ中世社会史事典」三〇一頁。
「封を保つのもとり戻すのも、すべて受けとる側と与えられる側の實力次第であり、両者が対峙したときの力関係がことを決する。」三〇一頁。

- (43) フランスについて、拙稿、前掲七卷一号一九七頁注(10)。マルタンを引用し、一三世紀以来、王は「至高封主たるの資格におい

て、彼の王国全土で、教会に与えられた財産についての終局的な封建的な負担を、主張する」点を摘示した。

ここで、イングランドの土地保有とコモン・ロウ形成の因をなす国王の裁判権の中央集権化の特殊性について一言触れておきたい。周知の如く、イングランドでは、今日に至るまで、コモン・ロウ上は、王国におけるすべての土地の所有権は Crown に帰属する。一般にいわれる所有権は *fee simple* と称せられる。E. Swinfen Green and N. Henderson, *Land Law*, 3rd. 1975, p. 3 et seq. [Chap. 2 *Tenure and Estate*]。ここに、イギリス法における土地法の土地保有権を中心とする複雑な構造をとる所以がある。それが封建時代のイングランドの特殊性に起因するにせよ、その発展の経緯は複雑で、拙稿でも言及した如く、通常、ノルマン征服によって持ち込まれた制度に起因するといわれるが、紆余曲折である。拙稿、前掲八巻一七二頁注(5)参照。中央集権化は、当初、裁判制度の中央集権化からはじまるが、その管轄の拡大が、まさにコモン・ロウ形成に大きな影響を及ぼしてきたことも周知のことからである。拙稿、前掲八巻二号一八〇頁注(4)、九巻一号一一〇頁注(6)、一一四頁以下注(14)参照。しかし、王の支配と王国支配・領有の関係の制度的定着は時間を要する問題であった。Holdsworth, *HEL*, op. cit., vol. 2, p. 199 et seq.

なお、ドイツの封主と封臣との力関係を示す特殊な一つの標識として「授封強制」という現象がある点をここで摘示しておきたい。ウェーバー、前掲「支配の社会学II」三〇一頁訳注(36)参照。

「封建的主従関係は、特定の個人と特定の個人との間に成立する高度に一見専属的な関係であり、封臣または封主が死亡するとき、この関係は解消し、レーエンは封主またはその相続人の手に復帰する。」「封主(Herr)の死亡によるレーエンの復帰をヘレンファル(Herrenfall)、封臣(Mann)の死亡によるそれをマンファル(Mannfall)と呼ぶ。」「一般に、財産がその出所に復帰すること(妻の死亡による持参財産の実家への復帰など)を(heim-fallen)と呼ぶが、ヘレンファル・マンファルの語は、この用語法に由来するものである。」「西洋の封建制においては、元来は、封主(ヘレンファルの場合は新封主)は復帰したレーエンを自由に処理することができたのであるが、のちに、封臣が新封主に対して(ヘレンファルの場合)、または封臣の相続人が封主に対して(マンファルの場合)、所定の期間内に正規の臣徒行為(Huldigung)をおこなうときは、封主は新たな主従関係の設定を承認し、あらためてレーエンを新授封することを強制されるに至った(授封強制)。」「(傍点筆者)。「これは、ヘレンファルの場合については新封主に対する封臣の『随従権』(Lehensfolge)の成立を、マンファルの場合についてはレーエンの『相続権』の成立を意味することになる。」「したがってまた、レーエンの相続は、レーエンが単純に被相続人に移転するという形をとらず、被相続人の死亡によってレーエンは一旦封主の手中に復帰し、それがあらためて封臣の相続人に授封されるという形をとる。」「三〇一頁。

さらに、三三二頁訳注(28)参照。

「封主に対する授封強制(Leihzwang)は二つの形で成立しうる。」「(第一の形式については、三〇一頁訳注(36))。」「第二は、一二世紀末以来のドイツ帝国法において成立した特殊の形の授封強制である。」「すなわち、ここでは、諸侯(すなわち第二・第三へ

ールシルトをもつ者、訳注(一九)参照)のレーエンに限って、それが何らかの理由で国王の手に復帰したときは、復帰の理由のいかんを問わず(したがってフェロニーによる『没収』の場合にも)、また相続人が存在しない場合にも、国王は復帰したレーエンを一年と一日以上自己の手中にとどめておくことができず、この期間内に必ず誰か諸侯にこのレーエンを再び授封しなければならぬという強制を受けた。「したがって、ドイツ帝国においては、諸侯のレーエンの総量は、国王による新たな授封によって増加することとはあつても、没収や復帰によって減少することはありえない、ということになる。」「帝国直轄領の拡大は、これによってきわめて大きな制約を受けたのである。」三三二頁。

一三世紀におけるフランスの国王の領土拡大と、一二世紀以来のドイツの帝国直轄領のドイツ帝国法の授封強制による制限の対照性が目立つ。渡辺節夫、前掲「フランスの中世社会」八六頁。

因みに、本項においても、中世盛期における都市の発達に言及してきた。それは都市法と教会法との関係からのものであったが、王権の拡大と都市の発達は、後の課題ではあるが、王権の都市への依存度の高揚が、王権の中央集権化に大きな影響力をもつてきていたことは忘却できないであろう。渡辺節夫、前掲「フランスの中世社会」一〇一頁以下「王権と教会・都市」参照。拙稿、前掲八巻一号—一〇巻一号参照。

(44) *regnum* 概念については、聖書にすでにあり、西欧社会には、馴染み深いものである。しかし、ここで問題にしているのは、世俗社会における「王」との関連での「王国」概念である。その意味では、*state*、*nation* などの国家概念と異なつた意義を有する *regnum* 概念であることを注意したい。とくに、後に、Hobbes の *Leviathan* 等で取り上げられる *commonwealth* と対置される *regnum* 概念が連想されうる概念であることを断っておきたい。なお、本稿において、*commonwealth* 概念にも既に言及している。拙稿、前掲一四巻一号五六頁注(10)参照。

かかる意味での中世の *regnum* 概念は一般的に使用されたのにもかかわらず、それを問題にした論考は、君主論に比し意外と少ないように思われる。渡辺節夫、前掲「フランスの中世社会」一六五頁以下「公共善」と「公共物」参照。

「中世には国家(*etat*, *state*)なる語は存在しないが、その対象、実体に関する用語は存在する。」一六五頁。「その意味では *regnum* が最も一般的であるが、*res publica*, *corona* も用いられた。」一六五頁。

しかし、この場合にも、はたして中世末期における王領と王国の両概念がどのように区別されているのか不明である。とはいつても、私には、この点さらなる探求能力を持ち合わせていない。ただ、留意点を摘示したまでである。

(45) この問題は、今日では、*nation* 概念を基礎として取り扱われているが、その概念内容は、ほとんど一九世紀の国民国家概念を基礎としている。しかし、その概念の端緒形態については、なお解明されざる点が多い。ただ、中世盛期の大学学生の出身地別会合に端を発するといわれてきていることについては、既に言及してきた。拙稿、前掲七巻二号二三二頁注(2)参照。

なお「ナーチオ」概念については、トーマス、「中世の『ドイツ』カール大帝からルターまで」、三佐川亮宏・山田欣吾訳、創文社、二〇〇五年、三〇五頁以下参照。「基本ナーチオ *natio principalis*」―「部分ナーチオ *natio particularis*」―コンスタンツにおけるネーション概念。マルタン、前掲「フランス法制史概説」、三〇〇頁以下「一四四項 パリの諸学校、教師と学生との団体」、三〇三頁以下「一四五項 郷人団、学部、学寮」。なお「一個の国民団体」として顕在化するのは、フランス革命時であるが、それについては、前掲一〇―二頁以下「五一―四項 八月四日夜 諸特権の禁止」参照。

- (46) 神権説については、すでに拙稿、前掲一―二巻二〇頁注(38)、一―三巻一―二九頁、一四巻二―二頁、一五巻一―一五二頁注(25)で言及している。王権神授説については、多くの論考があり、本項の直接の課題でもないのですが、ここでは省略したいが、ただ本項の課題との関係で私の問題意識だけ述べれば、王権神授説の論拠は、王位の私物化を防ぐイデオロギーとして発足しながら、王権の拡大とともに、世俗社会における王権の却って行使の絶対性を保障する論理に転化してきている点に着目している。その意味では、それは、王位の正当性の超世俗的要素への依拠と世俗社会における君主たる人間自体の権威性獲得への過程的論拠の提供ではないかと思料している。

なお、カントローヴィチ、前掲「王の二つの身体」四二四頁以下「威厳の道具たる王 (*Rex instrumentum Dignitatis*)」、ダントレーヴ、前掲「国家とは何か―政治理論序説」、二二二頁以下「四 神権説」(トーマスについて二二七頁以下参照)。

- (47) 絶対王制、絶対主義あるいは絶対君主制といった概念は、近代以前の国制を語る場合に多用されるが、その内容は極めて多義的である。ここでは、まず、渡辺節夫、前掲「フランスの中世社会」二二五―六頁参照。フランスにおいて、一三世紀に王制が確立したが、未だ諸侯との分有のレーエン制が敷かれており、王を頂点とし、全国を支配する体制を意味する王国体制とはいえない。しかし、一七世紀の絶対王制へ向けての基礎づくりとなったことは事実であるといわれている。

なお、カール・シュミット、前掲「憲法論」二三七頁、マルタン、前掲「フランス法制史概説」、五〇二頁以下「(3)王の絶対主義」二六一項 王は、一切の他の権威に煩わされず単独で支配することを要する」、五〇四頁以下「二六二項 純粹体か混合政体か」五〇七頁以下「二六四項 王の活動手段は無制限である」参照。

- (48) フランスの貴族層については、柴田三千雄ほか編「フランス史」三九〇頁以下参照。

- (49) 成瀬治ほか編、前掲「ドイツ史」二八五頁以下参照。

- (50) ミッタイスリーベリッヒ、前掲「ドイツ法制史概説」二一七頁参照。

- (51) カントローヴィチ、前掲「王の二つの身体」三二六頁以下参照。

「フランスとイングランドは、それぞれ一二七〇年と一二七二年に、王位の継承が長子の生具権であることを、何らかの特別な法定法や命令によってではなく、単に事実として承認するに至った。」三二六頁。

それは、フランスのフィリップ三世の即位と、イギリスのエドワード一世の即位を媒介としてであった。

カントーロヴィチは、「従来まで統治していた君主の死—あるいは埋葬—によって、息子ないし正統な相続人が自動的に王となった」と摘示している。三二六頁。

(52) 拙稿、前出「 β 王位継続性のイデオロギー」二〇七頁以下参照。

(53) マルタン、前掲「フランス法制史概説」三一九頁以下「一五四項 王冠の帰属に関する諸準則、即ち、不可分性、長子たること、男性たること」参照。

「それ故に、一三世紀には、王冠は、カペ家の中で世襲的である。」三一九頁。「しかし、その帰属は、フランク時代において長い間存したような世間一般の世襲の諸準則に従うのではない。」「特別な一慣習が、王位の継承の慣行と、王権がその職務を果すに当って従わねばならない原理との必然的な関連の中で、形成される。」「そして、それは飽くまで特別な慣習で、利益有る一特権ではない。」「その職務は、一家に固定されているとは云っても、その一家に帰属するものではない。」「それ故、その職務は、王家の成員の利益においてではなくて、民衆の利益においてその目的に従い、帰属させねばならないのである。」三一九頁。

「この特別慣習の第一の特徴は、王冠の不可分性である。」三一九頁。

「王冠は、王の息達の中の唯一名だけに帰属せしめられる。」「メロヴィンガ、カロリング両王朝を甚しく衰頽させた分割、即ち、『命令権または王国の分割』の慣習は、諸氏が想起されるように、八四三年のヴェルダン条約で為された三大王国の設立と共に漸次消滅した。」「その上、選挙原理が分割の理念を完全に排除した。」「カペ家諸王のもとでは、王位の不可分性は最早問題とはされなかった。」「王位の継承は既に世襲に道を拓いていた。」「もしそのようなことが問題になっても、大権力者衆は、冠せられたる王に、その息の数名を結び付けることに同意を与えることは、決してしなかつたであろう。」「この点では、選挙原理は、幸いな影響力を及ぼしたのである。」三一九頁。

(54) マルタン、前掲「フランス法制史概説」三一九—二〇頁。

「王冠を単独で相続することに成るこの特権的息の指定に際し、王冠の帰属の慣習の第二の特徴が現れる。即ち、長子たることの原則である。」三一九頁。

「選挙原理は、最適任者を選ぶことを暗示していた。」「しかし、果てしない争に門戸を開くことなしに、どのようにしてその者を決定するのか、首長の個人的力が重大な役割を演じるこの粗野な時代には、先ず、それに武器を携えて父を援ける用意の有る最初の人である長男子が考えられるのは当然である。」「封建的大豪族の家族でも、一一世紀には、同様に領主領の統治者位の継承という運河を通じて、長子制が実現した。」「封建的大豪族が王を模倣したのか、あるいは逆か。共通の必要性が彼らに同じ選択を課したということは一層有りうることである。」「ともかく、カペ家はこの点で躊躇したように思われない。」三一九頁。

(55) 一三世紀末までに、カペー家はその権力範囲を五倍にも拡大していたという。ジェラルド、前掲「ヨーロッパ中世社会史事典」、

三三頁以下「王領 *Domaine royal*」。

「二枚の地図を比較してみよう。一枚は、一一八〇年のフィリップ尊厳王のときの地図、もう一枚はフィリップ四世が即位した一一二八年に行われた公的調査にもとづく地図である。」「するとそこには、フランス王国の発展の縮図が浮び上がる。」「国王と土地保有農民とのあいだに他のいかなる権威も介在しない。」「国王直々の支配のもとにある領地（これが王領の定義である）の拡大が、この二つの年月のあいだに王国の四分の三の地域を覆うまでに進行する。」「三三頁。」「一三世紀末の時点だけをとり、王領は五倍にもなっている。」「それは、フランス国王が、元の所有者たちから取り上げて支配下においた広大な領地をみずから管理することを意味しているし、また国王が、他の諸侯たちとは比較にならない最高権力者となったことを意味している。」「三三頁。」「一五世紀末ごろ、ルイ一世は、諸侯たちを、もはや封臣としてではなく、ただの臣下としてあつかえばよいことを充分に自覚するようになる。」「彼らの不服従は、大逆罪とみなされるようになるのである。」「三三頁。

「カペー家による征服については、その過程を仔細にたどらなくても、機会があるたびに彼らのなした行為を簡単に指摘するだけで充分であろう。」「彼らは、買収、結婚、没収、相続人不在の領地の収奪、また武力による征服など、たいへん多彩な手段を用いている。」「自分の王国の征服をはじめた最初のカペー朝国王は、フィリップ尊厳王であった。」「三三頁。

「国王にとって、その領地のもつ重要性は、そこでの支配権だけにとどまらない。」「というのも、国王は、その権威を直接に高めてくれるこれらの所領から、封建的、国王的、地主的、王権的な、もろもろの租税を徴収するからである。（これがもう一つの王領の定義である。）」三三頁。「別の言いかたをすれば、この領地は国王の個人的財産であり、国王は、そこから引き出す財源によって、あらゆる種類の出費に対処しなければならない。」「三三―三四頁。「そこでは、国家としての出費や、戦争による出費も含まれている。」「三四頁。「国王は、《自活》しなければならぬのである。それゆえ、イギリス国王であれ、フランス国王であれ、すべての君主たちは、自分の領地の拡大を追求したのである。」「三四頁。「中世末期においてさえ、君主の権力は、依然、自分の領地の規模と密接に結びついていた。」「三四頁。

④ トマスの王位観と世襲観

1. トマスの王位観

そもそも、トマスが封建制に関心を持たなかったと言う点にはすでに触れた。⁽¹⁾さらに、トマスの王位論についても、拙稿では、しばしば言及してきた。⁽²⁾それを要約すれば、トマスの王位論は、一身帰属的な地位論ではなく、職分論であ

った。⁽³⁾ しかもそれは当時の神政政治の下においては、王を「神の恩寵による国王」⁽⁴⁾、「地上での神の代理人」⁽⁵⁾と位置づけるものであった。その意味は神の統率の執行者としての王位を意味した。⁽⁶⁾

では、かかる王たるに値するものはいかなる者であるか。トマスは、賢者であり、知性をもつ者を措定した。⁽⁷⁾ その行為は、自然法に裏付けられた法に遵って行為することを求めている。⁽⁸⁾ もし、かかる資質の王を得られるならば、トマスは、「君主制」をもって最善の形態としている。⁽⁹⁾ しかし、同時に、かかる王制は僭主制に変わりやすいことも暗示していた。⁽¹⁰⁾ したがって、この時代に「君主の鑑」論が多数見られるのも興味深い。⁽¹¹⁾

2. トマスの「王位」の世襲観

そこで、トマスは、王位の世襲制をどう観念していたかを見てみたい。ここで留意すべきことは、トマスは、これまで眺めてきたような「王位」に関する「長子相続制」の如き、世俗社会の相続制について論じている箇所は見出しえないが、「世襲制」という観念は、強ち拒否しているわけではないということである。そこで、トマスはいかなる場合に、その世襲制を認めているのかを瞥見してみたい。第二に、「王位」について、相続概念と直接結びつけてはいないが、自然体としての「王」概念のほかに、団体性にかかわる「王」概念を容認しているので、その点を取り上げておかねばならぬ。そして、それが、長子相続制の如き、「王位」の継承性と果して同じなのか、あるいは、異質のものなのか、もし、後者であるならば、いかなる意味で異なるものとしていたかを見てみたい。

まず第一のトマスの王位に関する世襲制に対する観念を瞥見してみたい。

トマスは、祭司に関してその世襲を認めている。⁽¹²⁾ しかし、祭司と世俗の王(首長)とは区別している。⁽¹³⁾ ではその理由はなにか。それは、その首長が卓越していることによって選ばれるべきことを強調するからである。そして、「或る国家もしくは王国において首長たちを秩序づけ・確定する最善の方式は、すべての者にまさる一人が卓越さにもとづいて

君臨し、そしてその下に、卓越さのゆえに支配するところの何らかの者たちがいるような種類のものである。」それは、「一人が君臨するかぎりにおいて王制、多くの者が卓越さにもとづいて統治するかぎりにおいて貴族制、そして首長たちが人民のなかから選ばれることができ・またかれらによって選ばれるかぎりにおいて民主制、つまり人民の権力である」というふう⁽¹⁴⁾に、それらがうまく組み合わされている bene commixta ものである」からであるという⁽¹⁵⁾。かかる意味では、それは神法にもとづいて確立された統治形態であるという⁽¹⁵⁾。そして、それが故に、祭司と王とは異なった職務を遂行することを前提としてトマスは論じている。

だが、トマスは王位の世襲に関して論じていないにせよ、それにかかわる重要な発言をしている点⁽¹⁶⁾が、ここでは留意されるべき点になる。

それは、カントーロヴィチが主眼とした「王の二つの身体」に関わる問題であり、本項においても、先に「王冠」論として言及した点に関わるものであり⁽¹⁷⁾、通常政治学法学で「有機体」説として取り上げられている点である⁽¹⁸⁾。

カントーロヴィチは、当時のテオクラシーの下で、イノケンティウス四世が、現実の問題に関し連続性の問題について発言し、それが、世俗社会においては重要な意味をもったことを摘示するが⁽¹⁹⁾、トマスは、それと異なった広範な見地から連続性の問題に言及しているという⁽²⁰⁾。先に、王位の連続性のイデオロギーに触れたが、トマスの場合には、王位の問題としてではない。それは、教会という団体の連続性にかかわる問題として言及している。

カントーロヴィチの要約したところを紹介すれば、それを「キリストの神秘体と人間の自然的身体の区別から論議を始める」とする。そして、普遍教会の「神秘体」の連続性を構成員の自然的身体と区別して捉える⁽²¹⁾。このトマスの定式化は、真新しいものではないが、団体の連続性の論拠としても多くのものによって依拠されることになる⁽²²⁾。

ただ、カントーロヴィチは、前に触れた有機体説について、有機体的国家論としては、必要な限りで援用されるに過

ぎず、過渡的性格をもったものと捉え、国家の「統合体」に関する理論の展開に席を譲っていくとしている点も付加しておきたい。⁽²³⁾

- (1) 拙稿、前掲一三卷一号八六頁注(1)。「トレルチの指摘」、一六卷一号二五〇頁参照。トマスの王・君主論は、多くトマス・アクィナス、『君主の統治について—謹んでキプロス王に捧げる』で論ぜられている。柴田平三郎訳、慶応義塾大学出版会、二〇〇五年。トマスの君主論については、なお、モラル、前掲「中世の政治思想」九二頁以下、とくに、一〇四頁以下参照。
- (2) 拙稿、前掲一四卷二号一八—九頁注(13)、三九—四〇頁注(22)。「王のポテスタスとその統率」、四二頁注(22)。「王座」。なお、パコー、前掲「テオクラシー」二〇四—六頁参照。
- (3) トマス、前掲「神学大全」第八分冊第一〇八問題「ヒエラルキアと階層とによる天使たちの序列について」。「第二項 一つのヒエラルキアのうちに幾つもの階層が存するか」参照。拙稿、前掲一巻一号二八頁注(20)、三四頁注(30)、三六頁注(32)、一二卷二号四三頁、四九頁注(16)、一三卷一号一二九頁、一三二頁注(7) 参照。
- (4) 拙稿、前掲一三卷一号九七頁参照。
- (5) 拙稿、前掲一四卷二号三九頁注(22)。「前出注(2)」。
- (6) 拙稿、前掲一四卷二号三九頁注(22)。「前出注(2)」、一五卷一号一六二頁参照。かかる意味で、トマスは、王は、正義の保護者となるという。カントーロヴィチ、前掲「王の二つの身体」一四九頁。トマス、前掲「神学大全」第一八分冊第五八問題「正義について」。「第一項 「正義は各人にかれの権利を帰属させようとする不動にして恒久的な意志である」という定義は適切であるか」二二頁「異論解答(五)」。「裁判官は各人にかれのものを命令 imperans および指令 dirigens という仕方で帰属させる。なぜなら『ニコマコス倫理学』第五卷(1132a21)でいわれているごとく『裁判官は生きた《正しさ》であり、首長はただしさの保護者である』からである。』二二頁。
- (7) 拙稿、前掲一三卷一号一三四頁注(12)。トマスは、それを旧約聖書とアリストテレスから演繹する。なお、cf. Black, op. cit., [Political Thought in Europe, 1250-1450], pp. 46-7. ここでは、この問題にかかわるものとして、トマス、前掲「君主の統治について」第一章「いかなる統治方法が、神の統治方法にしたがったものとして、王に適合するか、その方法は船の舵取りに端緒を発する。そして時に聖職者の支配と王の支配との比較が試みられる。」、第五章「王がその人民を徳にしたがった生活へと導くのは終局目的を目指すためであること、また善き生活を整えるものと、それを阻害するものとは何か、そしてその阻害するものに対して

はいかなる対策を講ずるべきか、を論じる。」に言及している。

- (8) 拙稿、前掲一四卷二号二六—七頁注(9)。カントーロヴィチ、前掲「王の二つの身体」一五二頁。トマス、前掲「神学大全」第一三分冊第九六問題「人定法の権能について」第五項「すべての者が法の下にあるか」一一〇頁「異論解答(三)」。

「君主は法の強制力に関するかぎり、法によって拘束されないといわれる。」一一〇頁。「しかし、法の指導的な力 *vis directiva* についていえば、君主は自分の意志でもって法に従うのであって、この点は『グレゴリウス九世法令集』に『なんびとにもあれ、他の者のために法を定めた者は、自らもその同じ法を守るべきである』といわれているごとくである。」「また権威ある賢者(賢者の権威) *sapientia auctoritas* も『あなたは自分が制定した法に従いなさい』とのべている。」「『マタイ福音書』第二三章(第三部)に『われているごとく、『言うだけで実行しない者』や『他の人に重荷をおしつけて、自分はそれを指で動かそうとも欲しない者』は主によって叱責されている。』一一〇頁。

「したがって神の審判の前において、君主も法の指導的な力に関する限り、法の拘束から疎外されていないのであって、強制されてではなく自分の意志で法を遵守しなければならない。」一一〇頁。

その「法」については、トマス、前掲「神学大全」第一三分冊第九一問題「法の多様性について」第一項「永遠法なるものがあるか」一六頁。

ギールケ、前掲「中世の政治理論」第五章「君主制の理念」六六頁、七二頁、一八二頁注(10)「神権的君主制」。ギールケは、トマスが世界の統率者たる君主は神であることを中世の君主制理論とした後で、「制限君主制」として、「中世の君主制理念はこのように内在する制限、*Beschränkung* の要素は、最初はそれに対立する総体的権利についての教説の中で理論形成せられた。」「この教説にわれわれはこれから向わねばならない。」「その後になお残る問題は、いかにこれに加えて中世は国家権力一般の確固たる法的制限を打ち立てるか、そしてその制限の中に、その後君主に国家権力のすべてが合一された場合にでも、君主は当然のこととして縛られたままにあるかを示すことである。」七二頁。Otto Gierke, *Political Theories of the Middle Age*, transl. by F. W. Maitland, 1900, pp. 30, 37, 137n. 100.

- (9) 拙稿、前掲一四卷二号四五頁注(22)。

- (10) 拙稿、同前。

- (11) 柴田平三郎、「トマス・アクィナス、前掲『君主の統治について』、訳者解説「トマス・アクィナスと西欧における『君主の鑑』の伝統」一一三頁以下参照。柴田平三郎、「リーベシュッツ、前掲『ソールズベリーのジョン』。訳者付論「一二世紀精神の鏡—ソールズベリーのジョン」二七七頁以下参照。また、カントーロヴィチ、前掲「王の二つの身体」一五〇頁では、トマスの弟子で追隨者であったアエギディウス・ロマヌスの「君主統治論」を、「君主の鑑」のジャンルに属するものとし、後期中世で最もよく読まれ引用

されたものと摘示している。

- (12) トマス、前掲「神学大全」第一三分冊第一〇二問題「祭儀的規定の根拠について」〔第五項 旧法の秘跡は然るべき適当な根拠を有するか〕三一七頁、「第六項 祭儀的慣例には何か理性にかなう根拠があったか」三三七頁「異論解答(十)」参照。
- (13) トマス、前掲「神学大全」第一三分冊第一〇五問題「司法的規定の理由について」〔第一項 旧法は首長たちに関して適切に規定していたか〕三八〇頁「異論解答(四)」参照。
- (14) トマス、前掲「神学大全」第一〇五問題第一項「前出」三七七―八頁。
- (15) トマス、同前三七八頁。
- (16) カントーロヴィチ、前掲「王の二つの身体」では、かなりの箇所でもトマスに言及しているが、本項との係わりでとくに重要なのは、三〇〇頁以下「統合体は死なず (Universitas non moritur)」とくに三〇五頁以下参照。
- (17) 拙稿、前出「2. なぜ王位の世襲が必要なのか」〔β 王位継承性のイデオロギー〕の項参照。とくに、「王冠」論に関わる点参照。
- (18) 有機体説については、イエリネク、前掲「一般国家学」一一七頁以下〔B 国家の主体的存在を強調する理論〕「1 精神的・倫理的有機体としての国家」、一三二頁以下注(21)―(36)参照。イエリネクを批判したギールケについては、前掲「中世の政治理論」五八頁以下「第四章 有機体の理念」、一七一頁注(66)、一七七頁注(82)。なお、シュミット、前掲「憲法論」七六頁「一九一八年後の有機体説」参照。
- 拙稿では、とくに、前掲「一巻一号八頁以下」③ 中世社会における組織形成のためのカノニストの役割」、就中、一一頁以下「4. 教会首位論と教会の団体的性格」、一三頁「5. corpus 概念」、一三頁以下「6. 「神秘的身体」論と「有機体」概念」、四一頁以下注(55)―(62)参照。
- (19) カントーロヴィチ、前掲「王の二つの身体」三〇三頁以下参照。
- (20) トマス、前掲「神学大全」第三部(第二六分冊)第八問題三項「結論」参照。カントーロヴィチの引用を紹介すれば次の如し。前掲六四四頁注(85)。「自然的身体と教会の神秘体との相違は次の点にある。すなわち、自然的身体は、すべてが同時に存在するが、神秘体の諸部分は、すべてが同時に存在するわけではない。教会の身体は、この世の始まりから、この世の終りに至るまで存在する人々によって構成されているがゆえに、自然の存在に同じく同時に存在するわけではない。また、恩寵の存在に同じく、すべてが同時に存在するわけではない。……それゆえ、神秘体の諸部分は、現実態において存在するもののみならず、可態態において存在するものにおいても構成されると理解されるのである。」
- なお、連続性に関する問題についても構成されると理解されるのである。カントーロヴィチ、前掲「王の二つの身体」、三〇三頁以下「第六章 連続性と団体―真理の似姿としての擬制」参照。

「〈統合体〉を擬制的人格と見なすインノケンティウスの画期的な宣言は、実際は消極的な趣旨で提示されたものであったが、彼の定義それ自体は、非常に積極的なものを生み出し、あるいはそれを明確に表現することとなった。」三〇四頁。「すなわち、あらゆる〈統合体〉（この団体へと集められたあらゆる人間集団）を法人として取り扱い、この法人を身体と靈魂を与えられたおのの自然から明確に区別すると同時に、多数の人間の集合を法的に一つの人格として取り扱う可能性である。」三〇四頁。「この団体の人格が擬制的人格であるからと言って、その価値が、特にその発見法上の価値が低下するわけではない。その上、擬制という言葉自体、必ずしも悪い意味で用いられていたわけではない。」三〇四頁。「トマス・アクィナスは、実際にはアウグスティヌスに従いながら、『擬制』という言葉が大いに積極的な意味で理解し、これを（真理の似姿）(figura veritatis)と定義していた。*」^{*}「そしてバルドゥスは、アックルシウスやバルトルスの注釈を詳論した際に、アリストテレスの主張を少しばかりもじって、『擬制は自然を模倣する』と述べていた。」「『それゆえ、真理が場所を占めるところのみ、擬制は場所を占める。』のである。」三〇四頁。「*六四二頁、原注「第六章注(80)——『我々が案出するすべてのことが必ずしも虚偽であるわけではない。……我々の擬制は何らかの意味へと関連づけられているのであり、虚偽ではなくて、或る種の真理の似姿なのである。そうでないとすると、賢者や聖者によって、あるいは神自らによって比喩的に述べられたことでさえ虚偽になってしまうだろう。』」

「しかし、今ここで問題となっているのは、連続性の観念である。」「意義深いことに、〈統合体〉が不可死の知性上の人格であり現実の人格ではないことを大いに力説すべくインノケンティウスを促したのも、まさに連続性の問題であった。」「すなわち、破門が全団体に及ぶことになれば、それは有罪な個人だけに限定されることなく、結局のところ、もっと後になって代替的成員(subrogati)として当の〈統合体〉に加わった無実の人々をも巻き込むことになるだろう。」「この考え方は、『変化にもかかわらず連続する同一性』についての慣例的理論——これは、過去に言及してこう言われるほうが多かった——を、将来へと向けて単純に適用したものにすぎない。」「したがって、後世の法学者は次のように論じている。」三〇四頁。

「『同様に、統合体は、百年経た後も現在あるものと同一である。……それゆえ、統合体は犯罪者になりうるとすれば、これらの人々（子供や女性その他これに類するもの）も含まれることになり、これは不合理だろう。まさにこのような理由によってインノケンティウスは、統合体が破門されえないことを結論したのである。』」三〇五頁。

「(21)で示唆されていることは明白である。」「〈統合体〉は人々の継続(継承)によって発展していく。それは、成員の継続性により定義され、この継続的自己再生のおかげで〈統合体〉は死ぬことがなく、永遠なのである——『この世にあって、交替による以外は、いかなるものも永遠に存続することはない』とバルトルスが説明している通りである。』」三〇五頁。

(21) カントーロヴィチ、前掲「王の二つの身体」三〇五頁。

「これよりはるかに広範な視野に立って、そしてこれまで述べたことと完全に異なる論点との関連で、トマス・アクィナスは、〈統

合体〉の内部における継続性の問題を明確に提示するに至った。」三〇五頁。「彼は、まずキリストの神秘体と人間の自然的身体の區別から議論を始める。」「トマス・アクィナスによれば、人体にあつては体の諸部分が『すべてが同時に』現存するのに対して、神秘体にあつては、『この世の始まりから（言うまでもなくアダムは教会の〈神秘体〉に属していた）、この世の終りに至るまで』たゞざる継承を通じて漸次的に四肢が神秘体へと付け加わっていくのである。」三〇五頁。「それゆゑ神秘体は、この集団のなかに現にいるものだけでなく、現在あるいは将来において潜在的に集団に加入する可能性のある人々をも包摂することになる。」三〇五頁。「すなわちそれは、未だ生まれていない将来の世代に属するキリスト教徒と同時に、未だ洗礼を受けてない異教徒、ユダヤ教徒やイスラーム教徒にも及んでいる。」「というのも、キリストの神秘体である教会は、自然により生長するだけでなく、恩寵を通じても生長するからである。」三〇五頁。

(22) カントーロヴィチ、前掲「王の二つの身体」三〇五頁。

「トマス・アクィナスが述べていることは、確かに目新しい主張ではない。」三〇五頁。「しかし、トマス・アクィナスの明晰な定式は、〈神秘体〉が普遍的教会において、そして普遍的空間の内部で同時に生きる人によって構成されるだけでなく、普遍的時間の内部で相互に継続的に交替していく、過去および未来の、現実的および可能的なすべての成員を包含していることも、きわめて明確に示している。」三〇五—六頁。「すなわち、或る一つの共同体は、その構成員の時間的継続性の観点からしても達成されているのである。」三〇六頁。

「普遍教会の〈神秘体〉に関するトマス・アクィナスの定義に表現されている原則は、わずかばかりの変更を加えることによって、聖俗を問わず大小さまざまなような〈神秘体〉にも適用することができる。」三〇六頁。「換言すれば、あらゆる団体の本質的特徴は、それらが現時点において一つの身体へと集められた多数の人々の集団であるという点にあるのではなく、〈時間〉によって支えられ〈時間〉を媒介とする、継続性における『多数性』であることに存する。」「それゆゑ、団体としての〈神秘体〉を単に、同じ時点において一様に住む人々 (simul cohabitantes) としてのみ考えることは間違っているだろう。」「というのも、これらの人々は、トマス・アクィナスの言葉で言えば、その後部分が『すべて同時に』現存しているような、人間の自然的な身体にのみ類似しているにすぎず、トマスが定義したような真正な〈神秘体〉を形成してはいないからである。」「それゆゑ、継続における多数性、あるいは〈時間〉における多数性こそ、〈統合体〉を永続的存在として構成し、これを不可死なるものにする本質的な要因なのである。」三〇七頁。

(23) カントーロヴィチ、前掲「王の二つの身体」三〇七頁以下参照。

「単に有機体的な国家概念は、『頭と四肢』を、主として特定の時点に提示されるかぎりで考察し、現時点を越えて過去や未来へと視野を拡大することがない点で、今や欠陥のある概念であることが理解される。」三〇七頁。「単に有機体的な国家は、そのときどきにおいて『団体』となるにすぎない。」「それは、『裁判や課税や行政上の何らかの目的のための準団体』であり、あるいは国家

の緊急事態や愛国主義が精神的に高揚したときに生まれる団体にすぎず、〈統合体〉に特徴的な恒久的連続体という意味での団体ではなかった。」三〇七頁。「すなわち有機体論的観念は、ただそれ自体として見れば——ソールズベリのヨハネスにおける国家と人体との類比を想起せよ——未だ無限な時間の契機を自覚的に自らに取り入れてはいなかった。」三〇七頁。「国家の有機体が法学的意味での『身体』、『決して死ぬことのない』〈統合体〉となるに至って初めて、時間の契機がそれに組み入れられることになる。」三〇七—八頁。「それゆえ、有機体的類比というものは、過渡期における最初の第一歩として重要であったが、時間的に継起する『頭と四肢』をも包含する〈統合体〉の国体的概念によって凌駕されるに及び次第に哲学的に不要なものとなつていった。」三〇八頁。

「もう一度繰り返して言えば、人格化された集団や団体の最も重要な特徴は、それらが過去および未来へと投射されていること、変化にもかかわらず同一性を保持していること、それゆえ法的な意味で不可死であることである。」三〇八頁。「個々の構成員から団体としての〈統合体〉が切り離された結果、任意の特定の時点において集団を形成するこれら可死的な構成員は、相対的に重要なものになった。」三〇八頁。「これらの構成員は、彼らを越えて生き残り、自ら物理的に破壊されても存在し続ける不可死の政治的身体そのものに比べれば、重要性を欠く存在であった。しかし、団体の〈統合体〉と、たえず変化するその構成部分が不可死の実体を作り上げていることは認めても、政治的身体の『頭』はどうなるのだろうか。この『頭』も、結局のところ一人の可死的な個人だからである。」三〇八頁。

「時間、永遠性、あるいは変化にもかかわらず同一にとどまるといった要因が団体の決定的な特徴であるならば、そしてさらに、現時点で団体を構成している諸個人が不可死の〈統合体〉それ自体に比べて相対的に重要なものでないならば、これらの決定的な特徴だけをいわば孤立させ、一つの新しい構成体、すなわちもっぱら時間において継続的に存在する団体へと到達することも、それほど困難なこととは思わないだろう。」三〇八—九頁。「通常、集団を形成するために必要な『人格の多数性』は二つの仕方で作成される。つまり、同時に生存する人々によって『水平に』構成されると同時に、継続的に生きる人々により『垂直に』構成される。」「しかし、『多数性』ないし『全体性』(totum quoddam)は——単に有機体論的な観念とは異なり、あるいはこれと真つ向から対立して——空間だけに限定されず、時間において継続的に展開しうるものであるという原理がひとたび見出されると、人々は空間における多数性と観念的に無視し去ることが可能となった。」三〇九頁。「構成員の多数性ももっぱら継続によってのみ形成されていることから、もっぱら時間に関してのみ集団的であるような一種の〈神秘的な人格〉(persona mystica)としての団体が構成されたのであり、このようにして、一人の人間から成る団体や擬制的人格の観念へと人々は到達したのであった。」三〇九頁。「一人の人間から成る団体においては、先住者の長い系列と、将来の潜在的な後継者の長い系列が、現在におけるその担い手とともに——通常は、同時に生存する数多くの人々により形成される——『人格の多数性』を表現するのである。」三〇九頁。「すなわち、構成員が縦の列を作つて繋がっているがゆえに、どの時点での横断面も、多数の成員ではなくただ一人の成員を呈示するような団体が構成されたのである。」三〇

九頁。「拙注、イギリスにおける corporation sole 概念参照」。「この団体は、おのおのの担い手、次々と永久に移転していく神秘的人格であり、可死的で一時的なその担い手は、彼が具現する不可死の継続的団体に比べれば、相対的にたいして重要性をもたないものであった。」三〇九頁。

「この奇妙な観念は、政治的身体の『頭』の永続性に関する難問を、いわば解決してくれることになった。」三〇九頁。「我々は、以上のことを基礎として、そして継続による団体の多数性を念頭に置きながら、『決して死ぬことのない』の問題へと接近していかねばならない。」三〇九頁。

⑤ トマス後の世襲制の確立

周知の如く、王位をめぐる問題は、一三世紀のトマスによるスコラ学の体系化後、大きく変化する。一四世紀になると、まずローマ教会は分裂すると共に、フランス国王が教会に対して優位に立つ。それと同時に、イギリスは、フランス国王の庇護の下にあるアヴィニョンの教皇へ自国の教会領からの貢納を認めることは、フランス王とその地位を争い、百年戦争まで惹き起こしたイギリス国王の容認しうるところではない。そして、ペストの流行などその他の要因とも絡み、英仏は疲弊するが、そのことはかえって中央集権化の契機ともな⁽¹⁾てくる。但し、これらの事柄は、歴史的事実にかかわるものであるため、それらの事実過程から、どう世襲にかんする制度的イデオロギーが形成されてくるかは、時間的に確定しうるほど簡単ではなく、長い時間的経過の中で、慣習的に成熟してきた結果であり、ましてや、その正当性に関する理念は多様性を帯びてくる。

かくして、フランスの王家においては、慣習的に長子相続制が確立して⁽²⁾くる。

ただ、王制におけるこの長子相続制の制度的確立は、他方において、ますます、世俗社会における王位の神格化傾向の上に立⁽³⁾ち、そのことは、王家の王位の私物化傾向を生み出すようになってくるし、絶対主義国家論への道を拓くことにもなる⁽⁴⁾。いわば、世俗社会が普遍教会から離脱し、そのサンクションを必要としなくなると共に、その支配者自身に

よる神格化が進むことになる。もとより、その過程には、都市などのさらなる発展を中心とした社会基盤の変動や、ルネサンス、宗教改革等の社会運動の展開が横たわり、その葛藤過程が、各国の諸制度へ著しい影響を与えてくる点を考慮に容れた上でのことであるが。

(1) 朝治啓三ほか編著、前掲「西洋中世史(下)」一六頁以下「概説 危機と再編」「三 国家的統合の進展」(朝治啓三・服部良久執筆)。七五頁以下「2 王権と諸身分」(朝治啓三執筆)。ここでは、この点に関しても、その途の多様であることを摘示している。

(2) 渡辺節夫、前掲「フランスの中世社会」一七六頁以下「王位の世襲的継承原理の確立」参照。

(3) ギールケ、前項「中世の政治理論」六九頁以下。

(4) 絶対主義国家への途と、国家が君主の「領有物」という觀念の増大については、まず、君主の権力の十全性が前提となる。ギールケ、前掲「中世の政治理論」七二頁。「世俗的領域においても君主制的理念は一つの絶対主義的刻印を受け取るが、それはホーエンシュタウフェン時代法曹家達により皇帝にローマ皇帝の *plenitudo potestas* 「権力充全性」「の帰属」が制定せられ、やがてはこの皇帝の権力絶対性が君主制一般の典型として取り扱われるに到った時以来である。」七二頁。

フランスにおいては、渡辺節夫、前掲「フランスの中世社会」二二五―六頁参照。まず、「王を頂点とした権力秩序、いわゆる『封建王制 (monarchie féodale)』がフランスでは一三世紀前半に確立することになる。」二二五頁。

「しかし、この段階ではあくまでも公権力、すなわち公的秩序維持特権の領主貴族による分有を前提とし、レーン制を基軸として王の権威により全体性が維持されているにすぎない。」「これは王のもとへの権力の集中とは言い難いが、とにかく王を頂点とした全体性が構築され、それを正当化する理念、イデオロギーが生成したことは間違いない。」二二五頁。「これを前提として王のもとへの実質的な公権力の集積が一七世紀の絶対王政の確立に向けて徐々に展開し始めるのである。」二二五―六頁。

「その起点は一三世紀後半、ルイ九世の治世後半に求められるが、絶対王制に向けての歴史的展開を具体的に検証するためには、中世後期(一四・一五世紀)が極めて重要である。」二二六頁。

因みに、絶対主義国家と家産制については、福田敏一、前掲「政治学史」二五四頁参照。

「絶対主義国家とはどういう性格を持ったものであろうか。まず第一にそれは家産国家、*patrimonial* な国家である。」「つまり権力を担っている国王あるいは王朝 *dynasty* の目からはその支配の対象である国家が、私有財産、むしろ家代々の家産として見られているのである。」二五四頁。但し、かかる国家は最早中世国家ではない、という。二五四頁。

尤も、絶対主義と家産制は、必ずしも同一の次元での体制ではないが、しばしばオーバーラップしている。ウェーバーも、家産国家的構成体は、「大陸の大国家の大部分は、近世初頭に至るまで、また近世に入ってからもなおかなり著しい家産制的性格をもっていた」という。前掲「支配の社会学Ⅰ」一六二頁。